

# 出土品の取扱いについて（報告）

平成 9 年 2 月

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

## 目 次

## はじめに

## はじめに

## 第 1 章 出土品の取扱いに関する基本的な考え方

- 1 出土品の価値とその取扱いの制度
  - (1) 出土品の文化財としての意義
  - (2) 出土品の取扱いに関する制度とその運用
- 2 出土品の保管・管理の現状と課題
  - (1) 出土品の保管・管理の現況
  - (2) 出土品の取扱いに関する問題点の指摘
- 3 出土品の取扱いの今後のあり方

## 第 2 章 将来にわたり保存・活用すべき出土品の選択

- 1 現状と課題
- 2 改善方策
  - (1) 基本的な方向
  - (2) 選択の標準の大枠

## 第 3 章 出土品の保管・管理の現状と課題及び改善方策

- 1 出土品の保管・管理の現状と課題
- 2 改善方策
  - (1) 保管・管理の方法
  - (2) 保管・管理のための施設の整備等

## 第 4 章 出土品の活用の現状と課題及び改善方策

- 1 出土品の活用と現状と課題
- 2 改善方策
  - (1) 基本的な方策
  - (2) 新たな活用方法の開発
  - (3) 展示・公開施設の充実等

## 参考資料（略）

- 調査研究委員等名簿
- 調査研究委員会の審議経過
- 出土品の保管状況等に関する実態調査集計結果

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会（以下「委員会」という。）は、平成 6 年 10 月に、近年の開発事業の増大に伴う埋蔵文化財発掘調査件数の増加等の埋蔵文化財の発掘調査に関する諸課題に適切に対応するため、埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実について調査研究を行うことを目的として設置された。調査研究を進めるに当たっては、各地方公共団体等における実態を踏まえより審議を深めるため、都道府県・市町村教育委員会及びその関係機関の実務担当者からなる協力者会議を設置した。

委員会では、概ね（1）埋蔵文化財保護体制の整備、（2）埋蔵文化財包蔵地の周知化と開発事業との調整、（3）発掘調査の方法・期間・費用、（4）出土遺物の取扱いと保管方法、（5）その他、の検討課題について調査研究を進めることとし、まず埋蔵文化財保護体制の整備に関する諸課題について検討を行い、平成 7 年 12 月には「埋蔵文化財保護体制の整備充実について」の報告を行ったところである。

本年は出土品の取扱いに関して委員会 6 回、協力者会議 5 回を開催して検討を行った。検討に当たっては、地方公共団体<sup>(注)</sup>を対象として実態調査を実施するとともに、埋蔵文化財の関係団体からの意見聴取も行き、出土品の取扱いの実態や経験を踏まえつつ、出土品の取扱いに関する現時点における学術上の成果を反映するものを目指した。

委員会においては、まず保管・管理を要する出土品を選択する必要性とその考え方を検討し、さらに管理上の利便性も考慮して、出土品の適切な保管方法について検討するとともに、出土品の積極的な活用のあり方についても検討した。この報告はこの検討の結果をとりまとめたものである。

なお、埋蔵文化財保護行政は、従来、ともすれば発掘

<sup>(注)</sup> 全都道府県・市町村のうち出土品を保管している 2,757 の都道府県・市町村を対象として調査を実施した。したがって、この報告における数値等は、この地方公共団体における状況を表すものである。

調査の急増への対応に追われ、各地方公共団体での埋蔵文化財の取扱いの標準化・効率化に向けた取り組みが不十分であったことは否めない。今回は出土品の取扱いについて検討したが、今後とも埋蔵文化財保護行政に関して、従来の経験や学術上の成果を踏まえ、標準化・効率化に向けた積極的な検討を進める必要がある。

委員会としては、今後、文化庁及び地方公共団体において、この報告を踏まえ、所要の施策の実施を進め、また、更に検討を要する課題に積極的に取り組むことを期待する。また、出土品の取扱いを改善するためには、専門職員の充実をはじめとする埋蔵文化財保護体制の整備・充実、埋蔵文化財センター等の施設の整備・充実が不可欠であり、そのためのいっそうの理解と積極的な取り組みを期待したい。

## 第1章 出土品の取扱いに関する基本的な考え方

### 1 出土品の価値とその取扱いの制度

#### (1) 出土品の文化財としての意義

発掘調査に伴う出土品<sup>(注)</sup>は、文献資料とは異なる特質を備え、我が国の歴史や文化を理解する上で欠くことのできない情報を提供する貴重な歴史的遺産である。

近年、青森県の三内丸山遺跡の発掘調査や島根県加茂町での多数の銅鐸の発見等、我が国の歴史を理解する上において重要な発見が相次いでなされ、また、考古学上の新たな発見の積み重ねにより、我が国の歴史像が次第に明らかになってきており、国民の発掘調査や遺跡に対する関心が高まってきている。出土品についても、学術上の意義にとどまらず、我が国固有の文化を具現する文化的遺産として広く活用しなければならないという認識が高まっている。

また、多くの市町村において、地域の特性を生かした特色ある地域づくりが進められているが、発掘調査に伴う出土品を地域の文化財として活用し、個性豊かな地域づくりに取り組んでいる市町村も多い。

このような国民や地域社会での幅広い関心や認識の高

<sup>注)</sup> この報告においては、文化財保護法上は、発掘調査により出土した遺物のうち、都道府県教育委員会等で文化財と認められたものを「文化財」としていること、本報告で対象としているものは、そのような「文化財」に限らず、発掘調査現場で未整理のまま取り上げられたすべてのものを対象としており、必ずしも法律上の「文化財」に限られないことから、対象となる出土遺物については、原則として「出土品」という用語を用い、必要に応じ「出土文化財」という用語を用いている。

まりに応え、発掘調査の成果としての出土品を文化財としていかに適切に保存・活用していくかということは、今後の埋蔵文化財行政の大きな課題の一つといえることができる。

#### (2) 出土品の取扱いに関する制度とその運用

発掘調査に伴う出土品のうち都道府県教育委員会等による鑑査の結果文化財と認定されたものは、ほとんどが所有者が判明しないものであるためその所有権は国庫に帰属する。

国庫に帰属した出土品は、その学術的又は芸術的価値、適切な保存・活用の必要性等にかんがみ国において保有することとされたものを除き、地方公共団体へ譲与することを原則とすることとされている。実際上も国が保有しているものは毎年1～3件程度であり、近年は、国で保有したのものについても出土した地の地方公共団体において保管し、活用しているものがほとんどである。

出土文化財については、それが文化財保護法や地方公共団体の条例により重要文化財等として指定されない場合、現状変更や移動・公開等について法的な規制を受けない。しかし、文化庁では、出土文化財を地方公共団体へ譲与する際、当該出土文化財を適切な施設において一括して保管・活用すべきことを求めている。また、出土文化財の名称・内容・出土地・遺跡名等を記載した台帳を備えるとともに、滅失、毀損、所有者・所在地の変更については都道府県教育委員会を経由して文化庁に報告することを求めている。(ただし、譲与された出土文化財の活用のあり方や貸出し等の取扱いについての考え方や指針は示されていない。)

このように、発掘調査に伴う出土品については、実態的には、ほとんどすべてが出土地の地方公共団体の所有となり、その地方公共団体で一括して保存・活用するという仕組みとなっている。

### 2 出土品の保管・管理の現状と課題

#### (1) 出土品の保管・管理の現況

地方公共団体における出土品の保管・管理の現状をみると、現在、地方公共団体で保管されている出土品は約459万箱(出土品量を60cm×40cm×15cmのプラスチックコンテナ箱に換算。以下同じ。)に上り、ここ数年毎年約30万箱づつ増加している。

保管・管理の状況としては、暫定的な保管施設に保管されているものが246万箱で半数近くを占め、屋外に野積みされているものも約15万箱ある。

また、保管されている出土品のうち未整理のものが約4割を占め、整理棚に収納されているものは191万箱と半数に満たない。

このような状況は、出土品自体の保存・活用の観点からは好ましいものではなく、現に多くの地方公共団体において、すでに収蔵され、さらに毎年増え続ける膨大な量の出土品の取扱いに苦慮しており、その取扱いをどのように行っていくかは文化財保護行政上の大きな課題となっている。

埋蔵文化財に関する現行の制定ができた昭和 20 年代以降、経済・社会情勢は大きく変化し、発掘調査量も急増し、それに応じて埋蔵文化財保護に関しても開発事業との調整のあり方、行政の体制、発掘調査の方法等においてめざましい発展をとげてきた。

発掘調査の段階、整理作業の段階での出土品の取扱いや保管・管理のあり方についても各地方公共団体において工夫が積み重ねられ、改善のための努力が行われてきた。

そのような改善努力がなされてきた一方で、現在、多くの地方公共団体において出土品の保管・管理を含む取扱いに苦慮する事態となっている背景・理由としては、およそ次のようなものがあると考えられる。

- (ア) 近年、増加する開発事業に伴って発掘調査量が増加したこと。
- (イ) 特に、近年、多量の出土品を伴う近世の遺跡の発掘調査が多くなったこと。
- (ウ) 発掘調査自体の精密化により、調査対象となる出土品が増えたこと。
- (エ) 多量の出土品の整理等を行うための時間や体制が十分でなかったこと。
- (オ) 出土品の取扱いに関する明確な方針がなかったため、上記(エ)の事情もあり、発掘調査に伴う出土品をとりあえずすべて収蔵するといった取扱いがなされる例もあったこと。
- (カ) 出土品の保管・管理に必要な施設の整備等が十分でなかったこと。

## (2) 出土品の取扱いに関する問題点の指摘

出土品に関する関心が高まり、その保存・活用が従来以上に求められる一方で、上記のように、多くの出土品が、未整理なまま、あるいは好ましくない形態を含めてさまざまな形で保管・管理されるという状況となっており、出土品を保管・管理している地方公共団体からは、このような状況に対し、出土品のうち保管・管理すべきものについての考え方を含め、出土品の保管・管理のあり方に関する方針を定めることを求める意見が強く出されている。

また、平成 7 年 11 月の総務庁行政監察局「芸術文化の振興に関する行政監察結果報告書」においても、地方公共団体の中には出土品の保管スペースの確保に苦慮し、活用されている出土品が少ないものがあることが指

摘され、出土品の状態や活用の可能性等に応じた保管方法の効率化を図るための取扱い基準を定めることが求められている。

## 3 出土品の取扱いの今後のあり方

以上のような現状や地方公共団体の意見等を踏まえ、かつ、今後、発掘調査事業量の増加に伴って各地方公共団体において従来以上に出土品の保管・管理のあり方が大きな問題となってくることが予想されることを考えると、出土品の取扱いについての基本的な考え方とそれに基づく取扱いの基準を明らかにする必要があると考えられる。また、発掘調査に伴う出土品のすべてをそのまま将来にわたり保管・管理していくことは、出土品の適正な保管・活用を図る観点からも適切ではない。むしろ必要な選択をした上で保管・管理の対象とすることが適切であると言える。

この場合、出土品の取扱いに関する基本的な考え方等は、出土品の種類、性格、活用のあり方等に係る各地域の事情を反映したものである必要があることから、文化庁においてそのあり方の大枠を示し、各都道府県がその地域におけるより具体的な方針を定めることとするのが望ましい。

この委員会による出土品の取扱いに関する調査・研究は、このような視点で、出土品の保管・管理の現況を基礎としつつ、

将来にわたり保存・活用を要する出土品の選択

出土品の合理的な保管・管理のあり方

出土品の活用のあり方

について検討し、それらに係る施策の方向を提言しようとするものである。

## 第 2 章

### 将来にわたり保存・活用すべき出土品の選択

#### 1 現状と課題

前述のように多くの地方公共団体において出土品の保管・管理を含む取扱いに苦慮する状況となっており、将来にわたり保管・管理すべき出土品の選択に関する基本的な考え方を示すことが必要となっている。

現状においては、発掘調査を行っている現場の段階、発掘調査の現場から整理のために持ち帰る段階、整理・分類作業の段階、整理等が行われた後の段階等のいずれの時点においても選択を実行することについての標準や方針はなく、文化庁においても、地方公共団体に対し、これらを明示して選択に関する考え方等を指

導したことはない。

しかしながら、実際の発掘調査に際しては、特定の種類の出土品について、発掘調査の過程や出土品の整理等の段階で、地域の実情、出土品の重量その他の物理的性格等に応じて調査組織や調査担当者の経験に培われた方法によって保管しておくべきものの選択を行っている地方公共団体もある。

現在、地方公共団体において発掘調査現場や出土品整理等の段階で、出土品の選択を行い一定量のみを保管することとし、又は、記録をとるのみで保管は行わない扱いとしているものとしては、近世以降の瓦、近世以降の遺跡の遺構を構成する井戸枠・木樋・建物基礎材、住居・炉遺構・集石遺構・礫群等に使用されている自然石、古墳の葺き石・石室の石材、貝塚の貝殻、炭焼き窯跡から出土する木炭、近世以降の製鉄遺構・鍛冶遺構に伴う鉱滓、植物の種実や植物遺体、住居跡や土坑等の埋土等がある。

ただ、地方公共団体においてこのような出土品の選択的な取扱いを行う際に、一般的な方針ないしは明確な標準を定めてこれを意識的に実施しているという例はなく、出土品の選択を行っている場合でも、調査組織や調査担当者の経験の度合いや選択の能力、選択についての時間的余裕の有無等の事情に左右され、各地方公共団体で様々な取扱いが行われているものと考えられる。また、最も極端な場合には、発掘調査現場からすべての出土品を持ち帰り、整理作業が行われないまま保管されるというような取扱いもみられるなど、各地方公共団体間の出土品の取扱いの差は大きいと考えられる。

このようなことから、出土品の取扱いを改善するためには、保管・管理する必要のある出土品の選択についての基本的な考え方を明らかにし、その上で、その基本的な考え方に即した一定の標準を定め、それに準拠して保管・管理の対象とする出土品の選択を行うこととする必要がある。

## 2 改善策

### (1) 基本的な方向

#### (ア) 将来的に保管・管理を要するものの選択に関する基本的な考え方

出土品は、国民共有の貴重な文化的遺産であり、学術的にも豊富な情報を提供するものであるが、そのもつ重要度は一様ではない。また、出土品の種類、性格や形態も様々である。

したがって、出土品については、まず、将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものであるかどうかということを基準として選択を行い、保存・活用を要するものとされたものについて将来に

わたって保管・管理することとする必要がある。

保管・管理を要する出土品の選択は、この基本理念に基づいて選択のための視点・要素ごとの考え方の大枠を明らかにし、さらに具体的な標準を定め、これに即して行うのが適切である。

この選択に関する考え方及び標準は、出土品の取扱い全体が大意において全国的には一定の水準を保つ必要があることから、考え方の大枠は文化庁で示し、それをもとに各都道府県がその地域に適するより具体的な標準を定めることとするのが望ましい。

なお、このような選択に関する基本的な考え方や後述する具体的な標準の視点・要素となる事項、標準の内容は、当然のことながら、文化財についての社会的認識の変化や判断の根拠となる学術的な知見の進歩・発展等に従ってその時代に最適なものに改められていくべきものであるから、これらについては、今後、国と地方公共団体が連携しつつ適宜その妥当性や有効性について検証、研究に努める必要がある。

#### (イ) 選択を行う時期及び対象

保管・管理を要する出土品の選択は、発掘調査の段階、出土品の整理作業の段階、それ以降の段階等いずれの時点でも行うことができる。

どの段階で選択を行うかは、出土品の種類や形状等、あるいは発掘調査主体側の事情等によってさまざまであると考えられる。

具体的には、発掘調査現場の段階で全数を保存する必要がないと判断される場合には、その段階で記録をとる等必要な措置を講じた上で整理作業場へ持ち帰らず、あるいは全数のうちの一定量（数）のみを持ち帰ることとするところもある。発掘調査現場でそのような判断を行うことが困難な場合には、整理作業の段階で必要な記録をとり選択を行うこともあるであろう。

また、選択は、整理作業の段階では保存することとされた出土品についても、その後必要に応じて、逐次、経常的に行う必要があり、現在収蔵・保管されているものについても選択を行うことが必要である。

#### (ロ) 保管・管理を要しないものとされた出土品の取扱い等に関する留意事項

上記の選択の結果、保管・管理を要しないものとされた出土品については廃棄その他の処分を行うこととなるが、その場合にはその出土品の種類・性格・数量等に応じて、何を、どこに、どのように処分したかの概要に関する記録・資料を作成・保管するとともに、処理したものが、将来、無用の誤解・混乱を生ずることのないよう配慮する必要がある。

なお、都道府県教育委員会においては、各市町村から

上記の記録・資料の提出を受ける等により、管下における出土品の選択及びその後の取扱いの状況を把握し、必要に応じて市町村を指導するなど、その適正な取扱いの確保に努める必要がある。

## (2) 選択の標準の大枠

将来にわたり保管・管理する必要のある出土品を選択するに際して判断の要素・視点となる事項、選択の標準あるいは方針として具体化する場合の考え方の大枠は、次のとおりである。

### 基本的考え方

出土品の選択は、将来にわたり保存し、活用を図る必要性・可能性の観点から、保管・管理していく必要があるかどうかを判断するものであり、その判断の基準となる考え方は出土品の種類・性格・活用の可能性等に依る各地域の事情等を反映したものである必要がある。したがって、具体的な標準あるいは方針は、以下に示す各要素・視点を総合的に勘案して各都道府県が定めることとするのが適切である。

各都道府県において具体的な方針や標準を定めるに際しては、各地域の事情や関連の学問分野等に依る要素を加える等により、適切な内容とする必要がある。また、国と地方公共団体が連携しつつ、適宜、その妥当性、有効性について検討・研究を進めることも必要である。

### 選択についての標準・方針の要素・視点となる事項

#### 出土品の種類

出土品の種類・性格による分類の要素であり、出土品の選択的な取扱いの判断に際して最も基本的かつ、重要な要素である。

出土品の分類方法の一例として次のようなものが考えられる。この分類は人間の活動との関係の深さ・密接度の程度により分類したものであるが、一般的には人間活動との距離があるものほど選択を行う幅が大きくなるものと考えられる。

たとえば、遺跡の当時の環境を示す自然物は、環境の状況を把握するに必要な量を採取すれば足り、遺構を構成する未加工の素材は、その総量が膨大である場合、状況等を記録した上でサンプルを保存することで足りるとする等が考えられる。

#### 時代

出土品が製作され、又は埋蔵された時代の要素である。

出土品の性格・価値は、それが製作・使用され、埋蔵された歴史的時代区分と不可分の関係にあり、そのいずれであるかは取扱いを考慮するに際しての一つの要素である。

たとえば、瓦の場合、近世のものについては一定のサンプルのみを保存する等、特定の時代に属するある種類の出土品にあつては、残存状況その他の要素の如何を超えて取扱いが定められる等が考えられる。

#### 地域

出土品が出土した場所・地方あるいは歴史的・文化的な区域の要素である。

出土品の性格・重要度は、それが出土した場所が属する歴史的・文化的な成り立ちと不可分の関係にあり、そのことは、取扱いを考慮するに際しての重要な要素である。

たとえば、同じ様式の出土品であっても、通常それが分布する文化圏の外で出土した場合は、文化の伝播の範囲等を示す点で残存状況その他の要素の如何を超えて貴重とされる等が考えられる。

#### 遺跡の種類・性格

出土品が出土した遺跡の種類・性格の要素である。

出土品は、通常、それが埋蔵されていた遺跡との関係でその性格・重要度等を確定できるものであり、い

### 〈出土品の種類・分類例〉

#### 遺物（人又は人の活動に直接関係するもの）

- 人の遺体又はその一部・人自体の痕跡等（人骨・頭髪・足跡等）
- 道具（土器・陶磁器・石器・金属器・木器等）  
道具等製作時の副産物（石材チップ・木材削りかす・製鉄遺跡の鉄滓等）
- 遺構を構成していた素材
  - 加工された素材：古墳の石室材・石垣の石材・木杭等
  - 未加工の素材：配石遺構の自然石・古墳の葺石・焼土・焼石等）
- 原料・食料等
  - 道具等の原材料：石器の原石・金属鉱石・粘土塊・アスファルト等
  - 家畜・栽培植物：イヌ・ウマの動物遺体等
  - 自然遺物：食べかす（貝殻・種子・動物骨等）

#### 自然物（自然環境を示すもの）

かなる種類の遺跡と関係するものであるかは、その取扱いを考慮するに際しての重要な要素である。

たとえば、同種の出土品であっても、出土した遺跡の種類・性格との関係のあり方によって、その性格・重要度の評価・認識は異なり、残存状況等の他の要素の如何を超えて貴重とされる等のことが考えられる。  
遺跡の重要性

出土品が出土した遺跡の重要度の要素である。

出土品が出土した遺跡の重要度は、その出土品の取扱いを考慮するに際しての要素の一つである。

たとえば、同種の出土品であっても、出土した遺跡の重要度が高い場合は、その遺跡の重要性を総合的に具現する関係の一括資料として保存しておく必要性が高いとされる等のことが考えられる。

出土状況

出土品の出土状況、特に遺構との関係に関する要素である。

遺構に伴って出土したものが否か等その出土状況は、その出土品の性格・重要度の認識・評価に直接関係するものであり、その取扱いを考慮するに際しての要素の一つである。

たとえば、同種の出土品であっても、遺構に伴って出土したものは表土中など遺構に伴わない状態で検出されたものより保存しておく必要性が高いとされる等のことが考えられる。

規格性の有無

出土品が規格品であるか否かの要素である。

規格品であるか否かは、その出土量や残存度の要素等との相関関係を含めて、その取扱いを考慮するに際しての要素の一つである。

たとえば、棧瓦等の型作りによる規格品が多量に出土し、それぞれの残存度の良否に大差がある場合、状況・総量等を記録した上で、残存度のよいものを選択的に保存する等の取扱いが考えられる。

出土量

同種・同型・同質の出土品の出土量の要素である。

同種・同型・同質のものがどの程度出土したかは、規格性の要素、残存度の要素等との相関関係を含めて、その取扱いを考慮するに際しての要素の一つである。

たとえば、近世の屋瓦、陶磁器窯跡からの出土品、製鉄遺跡からの鉄滓、貝塚の貝殻等同種・同型・同質のものが同一遺跡内から多量に出土する場合、総体の記録を採った上で一定量のみを保存する等の取扱いが考えられる。

残存度・遺存状況

出土品の残存の程度（保存の良否）の要素である。

出土品がどの程度の残存度、形状のものであるか（完形品であるか、破片であるか等）は、重要度や活用可

能性の要素等との相関関係を含めて、その取扱いを考慮するに際しての重要な要素の一つである。

たとえば、接合の可能性がない程度に磨滅した土器片等は、格別活用の方途がなければ保存を要しないこととする等の取扱いが考えられる。

文化財としての重要性

出土品自体がもっている文化財としての性格・重要性の内容・高低の要素である。

他の要素と独立にその出土品自体がもっている文化財としての性格や重要性の高さは、出土品の取扱いを考慮するに際しての重要な要素の一つである。

たとえば、残存度、出土遺跡との関係等の要素においては必ずしも注目し値しないが、文字や絵画があるなど人の活動や文化を復元・把握するために有効である等の評価により貴重なものとされ、保存を要することとする等の取扱いが考えられる。

移動・保管の可能性

出土品の大きさ・形状・重さ、それによる移動・保管の可能性の要素である。

出土品の大きさ・形状・重量は、移動や保管、活用の可能性を物理的に規制するものであり、出土品の取扱いを考慮するに際しての要素の一つである。

たとえば、古墳の石室を構成していた石材、配石遺構の石材のように巨大で移動や保管が極めて困難なものについては、記録を採った上で保存しないこととする等の取扱いが考えられる。

活用の可能性の要素

出土品の将来的な活用の可能性の有無・程度等に関する要素である。

将来において活用の可能性があるかどうか、どのような活用の方途があるかは、その取扱いを考慮するに際しての基本的、かつ、重要な要素である。その時点で想定できるいかなる方法によっても活用の可能性がみあたらない出土品は、保存しておく必要がないとする必要があろう。

### 第3章

#### 出土品の保管・管理の現状と課題及び改善方策

##### 1 出土品の保管・管理の現状と課題

###### (7) 収蔵量及び増加量の状況

平成7年3月現在で、地方公共団体に保管されている出土品の総量は約459万箱に達しており、これを都道府県、市町村別にみると、都道府県に約177万箱、市町村に約282万箱となっている。平均すると1都道府県当たり約38,000箱、1市町村当たり約1,000箱であ

る。

保管されている出土品を種類別にみると、土器が全体の70%を占め、次いで瓦類が9%、石器・石製品が6%、木製品が4%、鉱滓類・木炭が2%、以下自然礫・自然石、動物遺体、埴輪、植物遺体、金属製品・人骨・骨角器などが続く。

出土品の増加量を見ると、平成2年度から6年度までは年間約30万箱ずつ増加している。増加のペースは年によってほとんど変わりがなく、発掘調査の事業量も同様に増加していることから、今後も同様のペースで増加し続けることが予想される。

### (1) 保管・管理のための施設及び保管・管理の状況並びに課題

保管・管理のための施設としては出土品保管専用の恒常的施設（鉄筋・鉄骨、軽量プレハブ、木造等）と仮置き用の暫定的施設（本来は別目的の鉄筋・鉄骨施設、軽量プレハブ、木造施設、テント等）がある。

出土品のうち恒常的保管施設に保管されているのは約213万箱（約47%）、暫定的施設に保管されているのは約246万箱（約53%）となっている。このうち約197万箱が軽量プレハブ、テント等の簡便な施設に保管されている。

各施設における保管状況を見ると、恒常的施設、暫定的施設を通じて棚に収蔵されているものが約191万箱（42%）、床に積み上げられているものが約243万箱（53%）、戸外に野積みのものが約15万箱（3%）となっている。

また、保管されている出土品のうち未整理のものが約40%を占めている。このため、保管・管理を要する出土品の選択や合理的な保管・管理のために必要な施設の整備、出土品整理の促進により野積み等の不適正な状況にあるものの解消、が早急に取り組むべき課題である。

整理済みで整理棚に収納されている出土品について、その収納方法をみると、材質、遺存状況（完形品かどうか等）、報告書に登載されたものであるか否か等の区分で収納方法を区別している地方公共団体は616団体（33都道府県、583市町村）で全体の約25%である。

収納スペースを効率的に利用するためには収納方法を区別する方がよいと考えられるので、この方法の積極的活用を検討する必要がある。

出土品を、出土した遺跡単位で一括して保管しているかどうかについてみると、1,937市町村（84%）の計1,970都道府県・市町村となっている。文化庁では出土文化財の地方公共団体への譲与に際して、一括保存を指導しているが、前述の収納方法の区別化を含めて、合理的な保管・管理を行う場合には、必ずしも一括保管に

だわる必要はないものと考えられる。

出土品の管理のための登録や検索についてコンピューターや台帳によりシステム化を行っているところは271都道府県・市町村（都道府県の53%、市町村の10%）となっており、総体としてシステム化は進んでいない。適切な保存と積極的な活用のための管理のあり方として改善を要する点である。

## 2 改善方策

### (1) 保管・管理の方法

#### (ア) 基本的な方向

出土品を適切に保存・活用し、かつ、保管スペースを効率的に利用していくためには、種々多様な出土品を一律に取り扱うのではなく、その性格・重要度・形状、保管の方法、活用の頻度、報告書記載の有無等の諸要素を勘案して出土品を区分し、その区分に応じて保管・管理の態様をいくつかの種類・段階に分け、適正かつ体系的に保管・管理を行うこととすることが必要である。

この場合、出土品の保管・管理は必ずしも同一遺跡からの出土品は同一の地方公共団体で一カ所に一括して保管するという考え方にとらわれる必要はなく、柔軟な考え方に立った対応が必要と考えられる。

なお、出土品の暫定的施設での仮置きや床・屋外での積上げ状態を解消し、適正な保管・管理を進めるには、まず発掘調査現場から取り上げてきたまま未整理の状態での保管されているものの整理を進める必要がある。

整理作業を促進させるためには、整理作業体制や作業を効率的に実施できる整理場所の充実等が必要である。

#### (イ) 出土品及び保管・管理の態様の区分

適正かつ合理的・効率的な保管・管理のための出土品の区分を行うについては、次のような要素を総合的に勘案する必要がある。

##### 種類・形状・形態の要素

出土品の性質、完形品・破片等の区別、出土品の大きさ・重量等（人工物であるか自然物であるか、完形品であるか破片であるか、通常の保管施設に収納できる大きさであるかどうか等）の要素である。

##### 材質・遺存状況の要素

出土品の材質（金属製品・土製品・木製品等の別）及び破損・劣化の程度、保存処理や劣化防止の措置を経常的に執る必要があるか否か、保管・管理のための特別の施設、設備を必要とするか否かの要素である。文化財としての重要性の要素

出土品の文化財としての重要性の程度（ひいては活用の可能性の高低）の要素である。

発掘調査報告書・記録等への登載の有無の要素

発掘調査報告書や記録等に登載され、その存在が広く知られたものであるか否かの要素である。

#### 整理済み・未整理の要素

発掘調査による出土品として体系的な整理作業を完了したものであるか否かの要素である。

#### 活用の状況・可能性の要素

活用の頻度・内容等の要素である。

出土品については、上記の各要素を総合的に勘案して作成した方針に基づき、必ずしも一遺跡出土品一括保管の考え方にとられずに保管・管理することも可能とすることが適当である。この場合、保管・管理に際しては、たとえば次のような3区分があると考えられる。

種類・形状・形態、文化財としての重要性の要素を総合的に勘案し、展示・公開等による活用の機会が多いと考えられるもの。

常時展示するものは展示施設において保管・管理することになるが、それ以外のものについても、種類・形状・形態や活用の頻度を考慮し、一般の収蔵庫とは別の施設で保管・管理することも考えられる。材質・遺存状況において脆弱なもの、特別の保存措置を要するものについては、適切な収納・保管設備、空調などの環境調整設備を整備することが必要となる。

文化財としての重要性、活用の頻度等においての区分に次ぐもの。

報告書に記載されたものとそれ以外のもの、完形品とそれ以外のもの、展示・公開や研究資料としての活用の可能性の多少等の観点で、さらに数区分に分けることも考えられる。の出土品については、保存及び検索・取出しの便と収蔵スペースの節約を考慮しつつ収蔵箱に入れ収蔵棚に整理する等、適正な方法で保管・管理する。

文化財としての重要性、活用の可能性・頻度が比較的低いもの。

必要があれば取出しが可能な状態で、保管スペースを可能な限り効率的に利用できる方法で収納する。

#### (ウ) 保管・管理に際しての情報管理

前述のように出土品を区分して保管・管理する場合には、それと同時に、どの出土品がどこに保管されているか等の情報が管理され、保存・活用の要請に対的確に対応することができるようになっていなければならない。

このためには、コンピュータを利用する等により、出土品の名称・内容・数量・発見時期・出土遺跡名、発掘調査報告書への登載状況、保管の主体・場所等に関する

情報・記録を作成の上組織的に管理し、新たな出土品が加わった場合の登録や情報の取出しが必要な場合の検索等が円滑に行えるシステムを整備することが必要である。

このことは、特に、出土品を他の施設で保管・管理する場合には、不可欠のものである。

#### (2) 保管・管理のための施設の整備等

出土品について上述のような体系的な保管・管理を行うためには、各地方公共団体において恒常的な施設を充実し、適正な保管・管理を可能にするだけの設備やスペースを確保する必要がある。また、保管・管理のための施設の整備に際しては、地震等の災害に耐えうる構造のものとする必要がある。

このような施設としては、従来、各地方公共団体において、埋蔵文化財収蔵庫、歴史民俗資料館、埋蔵文化財調査センター、出土文化財管理センター等が設置されてきているが、今後とも、出土品の保管・管理方針に沿った適正な保管・管理が行われるよう、各地方公共団体における出土品保管施設の整備とそのための財政的措置が必要である。

出土品の適切な保管・管理のためには、施設の整備とともに専門的知識をもった職員による出土品の保管・管理の体制が置かれることが必要である。

また、適切な保管・管理のための新たな施設・設備・器具類の開発も必要である。これまでは市販のコンテナケース箱、鉄製の柵等を利用した保管が主体であったが、より適切な保管・管理のためには既存の施設・器具等の改善や新規開発も望まれる。

## 第4章 出土品の活用の現状と課題及び改善方策

### 1 出土品の活用の現状と課題

#### (ア) 活用の状況と問題点

出土品の活用方法として現在一般的に考えられるのは、展示・公開、学校教育における利用、学術研究用の資料としての利用などがある。

平成6年度において自ら公開し、又は他へ貸し出して活用を行った地方公共団体の実績では、展示・公開を内容とするものが339件と最も多く、次いで学校教育における利用を目的とするものが106件、研究目的のものが38件となっている。

この現況を出土品の総量及び全国の出土品を保管している地方公共団体が2,757団体であることとの対比で見ると、出土品の活用は、少数の優品が展示・公開される

ことがある程度で、総体としては必ずしも活発とはいえない状況であるといえる。

活用がこのような状況となっている背景・理由としては、文化庁による出土品の一括保存・活用の指導があったことや出土品の整理が進んでいないこと、展示・公開事業の企画や他からの要請があまりないこと、展示・公開のための施設・設備や体制がないこと等が挙げられる。

出土品を広く活用するためには、各地方公共団体間において、どのような出土品がどこに保管・管理されているかという情報や出土品の展示・公開その他の活用状況に関する情報を提供できる体制が形成されている必要があるが、現在のところこれらについては埋蔵文化財調査センター等調査機関の年報・広報誌等に記載がある程度であり、そのような体制・仕組みにはほど遠い状況である。

#### (イ) 活用のための施設の状況と問題点

出土品の活用のうち展示・公開が行われた施設についてみると、博物館等展示を目的として設置された施設での展示が最も多いが、一部の地方公共団体では発掘調査の原因となった開発事業により建設された駅や建物等の施設で、当該発掘調査による出土品を展示するために貸出しを行っている例もある。学校教育における活用としては、余裕教室を利用した常設展示や体験学習の教材として利用する例が多い。

出土品の展示・公開のための専用施設をもっている地方公共団体は、出土品を保管している2,749地方公共団体のうちの約45%である。

そのような施設をもっていない地方公共団体にあつては、公民館や廃校の画等に出土品を展示しているところもあるが、一般向けの展示・公開は全く行っていないところも多い。

## 2 改善策

### (1) 基本的な方向

埋蔵文化財の保護や発掘調査に対する国民の理解と協力を促進するためにも、国民がいろいろな機会にさまざまな方法で出土品に触れることができるように、その広範な活用を図る必要がある。

このためには、従来行われている方法を拡充するとともに、従来の方法とにとらわれず出土品の種類・性格に応じた新たな活用方法を開発し、積極的に具体化する必要がある。

また、それを可能とするために、出土品の一括保管の考え方にとらわれないこと等、より活発な活用のための

条件を整備するとともに、展示・公開のための施設・体制の整備や保管している出土品に関する情報の地方公共団体や大学・研究機関等による共有も必要である。

### (2) 新たな活用方法の開発

従来の活用は、ほとんど公立博物館等公的な施設におけるかなり定型的な方法による出土品中の優品の展示・公開が中心である。

国民が出土品のもっている価値をさまざまな形で享受できるように、従前から行われている活用についてはその方法等の大幅な拡充を図るとともに、さらに新たな活用方法を開発し、これを積極的に具体化する必要がある。

このような施策は、基本的には各地方公共団体においてそれぞれ工夫する性格のものであるが、そのいくつかを例示すれば次のとおりである。

### (ア) 博物館等展示専用施設における活用の改善・充実

博物館等展示専用施設における展示は、最新の調査成果を反映させるような常設展示の更新や速報的な展示の企画等、発掘調査の成果を地域に広く公開するためにも積極的に進めることが望まれる。このため、発掘調査組織と博物館等との連絡・協力関係を強化する必要がある。

また、展示方法としても、出土品の種類によっては、見るだけでなく直接触れることのできるようにする等の工夫も必要である。

### (イ) 学校教育での活用の拡充

児童・生徒が地域や国の文化を理解していく上において、出土品は地域の歴史を物語る生きた資料であり、学校教育の教材として優れたものである。学校教育での出土品の積極的な活用や活用のための資料の作成が望まれる。また、大学での教育においても、生きた教材としての出土品の積極的な活用が望まれる。

この場合、学校の授業等において出土品を活用する際には、出土品の提供や解説資料の作成のみでなく、埋蔵文化財専門職員による説明も併せて行う等、より効果的な教材としての活用方法を工夫することも必要である。

### (ロ) 各地域の住民に対する活用の工夫

発掘調査自体については、従来から、現地説明会等によりその成果の地域への公開が図られてきたところであるが、出土品についても、このような現地説明会における活用とともに、市町村役場や公民館等の住民に身近な公共施設における出土品の展示や地域の行事の際の出品等、地域住民が直接出土品にふれることができる機会を積極的に設けることも必要である。

### (イ) 民間施設を有効に利用した活用

公開・展示の場所を公的な展示専用施設に限る必要はない。たとえば、発掘調査の原因となった開発事業により建設された施設での展示等、民間の、展示用施設でない施設における活用にも積極的に対応する必要がある。

### (オ) 他の地方公共団体や外国との連携

出土品の活用の場所については、出土した地域やその地方公共団体内に制限する必要はなく、国内の他の地域や外国における展示・公開や研究資料としての活用も有益であると考えられる。

たとえば、他地域あるいは外国との典型的な出土品の相互貸借等、有無を相通ずる出土品の相互交流による広範囲な活用は、我が国の多様な文化と歴史に対する理解を深める上からも有益であると考えられる。

この場合、貸し出した出土品の種類や数量のみでなく、必要に応じ、出土品の形状や状態に関する情報も記録し、貸借した出土品の適正な取扱いが確保されるようにすることが必要であろう。

### (カ) 学術的な活用の推進

従来も発掘調査で中心的な役割を果たした大学や研究機関への出土品の貸出し等は行われてきたが、さらに広範囲の大学や研究機関に対し教育や研究のための資料として提供することは学術的進歩・発展にとっても有効なことから考えられる。

そのためには、広く大学・研究機関・関係学界への保管・管理されている出土品に関する情報提供等のための恒常的な連携・連絡の方途を確保しておくことが必要である。

### (3) 展示・公開施設の充実等

地方公共団体、特に市町村においては、出土品の展示・公開等その活用の推進のための施設の設置を進めるとともに、既存の施設についても、より積極的な活用に適した施設として充実・改善を図る必要がある。

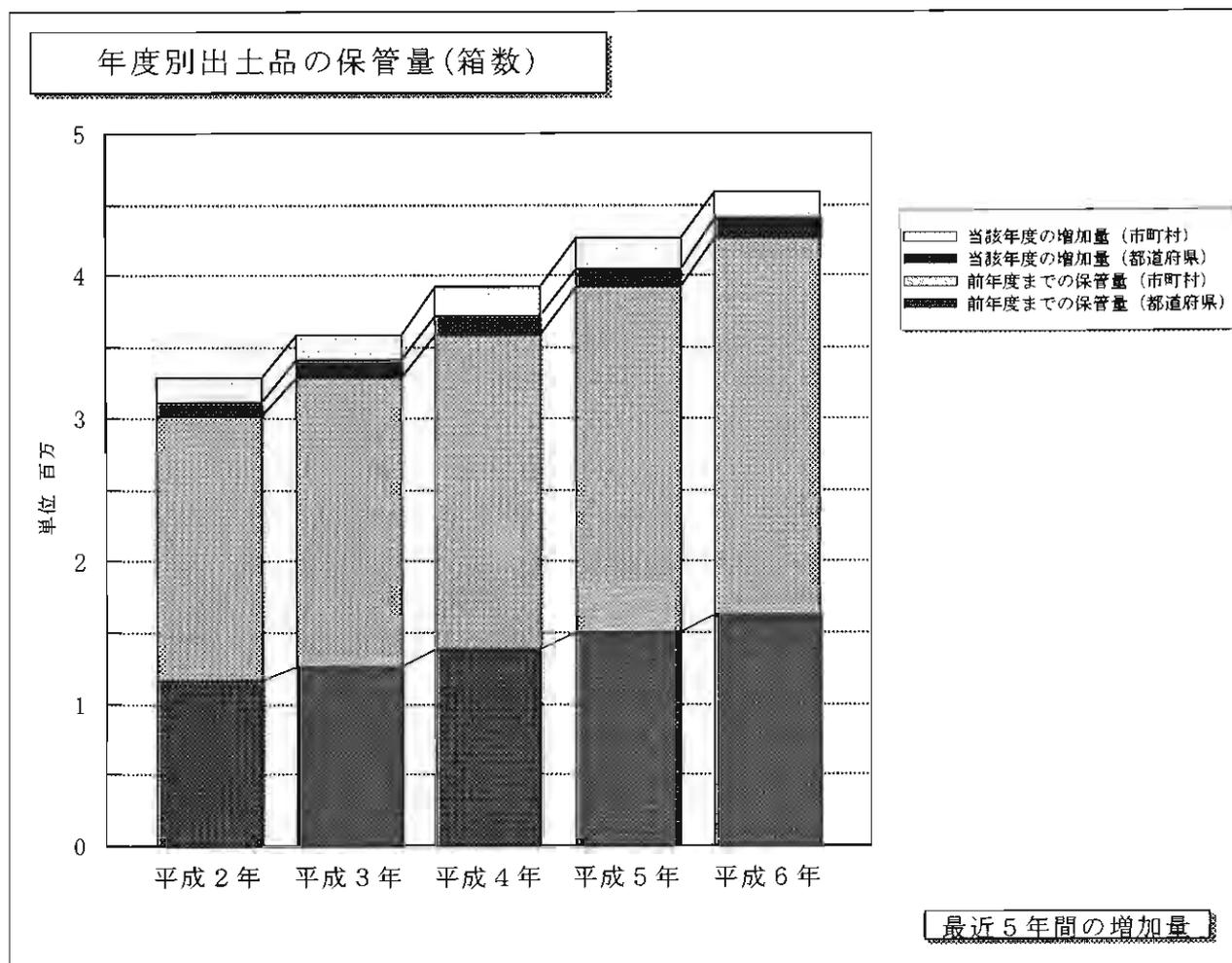
埋蔵文化財保存センター等の埋蔵文化財の発掘調査等の拠点となる施設の設置・準備に際しては、出土品の展示機能にも十分配慮し、発掘調査の成果を住民に還元できるように配慮することが望ましい。

また、出土品の広範な活用のためには、出土品の保管・管理や活用状況に関する情報の広報誌・コンピューター利用の情報ネットワークなどを活用して相互に発信することが有益であり、そのシステムの開発の研究も必要である。これらの施策の積極的推進が必要である。

### Ⅲ 出土品の保管状況等に関する実態調査集計結果

平成7年3月現在

#### 1 出土品の保管量



#### 出土品の年度別・都道府県市町村別保管量(箱数)

年度	総計	都道府県の保管量	市町村の保管量	当該年度増加量合計	当該年度の増加量(都道府県)	当該年度の増加量(市町村)
平成2年度	3,280,926	1,248,464	2,032,462	266,898	90,960	175,938
平成3年度	3,586,887	1,373,147	2,213,740	305,961	124,683	181,278
平成4年度	3,916,942	1,505,821	2,411,121	330,055	132,674	197,381
平成5年度	4,257,496	1,626,916	2,630,580	340,554	121,095	219,459
平成6年度	4,588,607	1,767,334	2,821,273	331,111	140,418	190,693

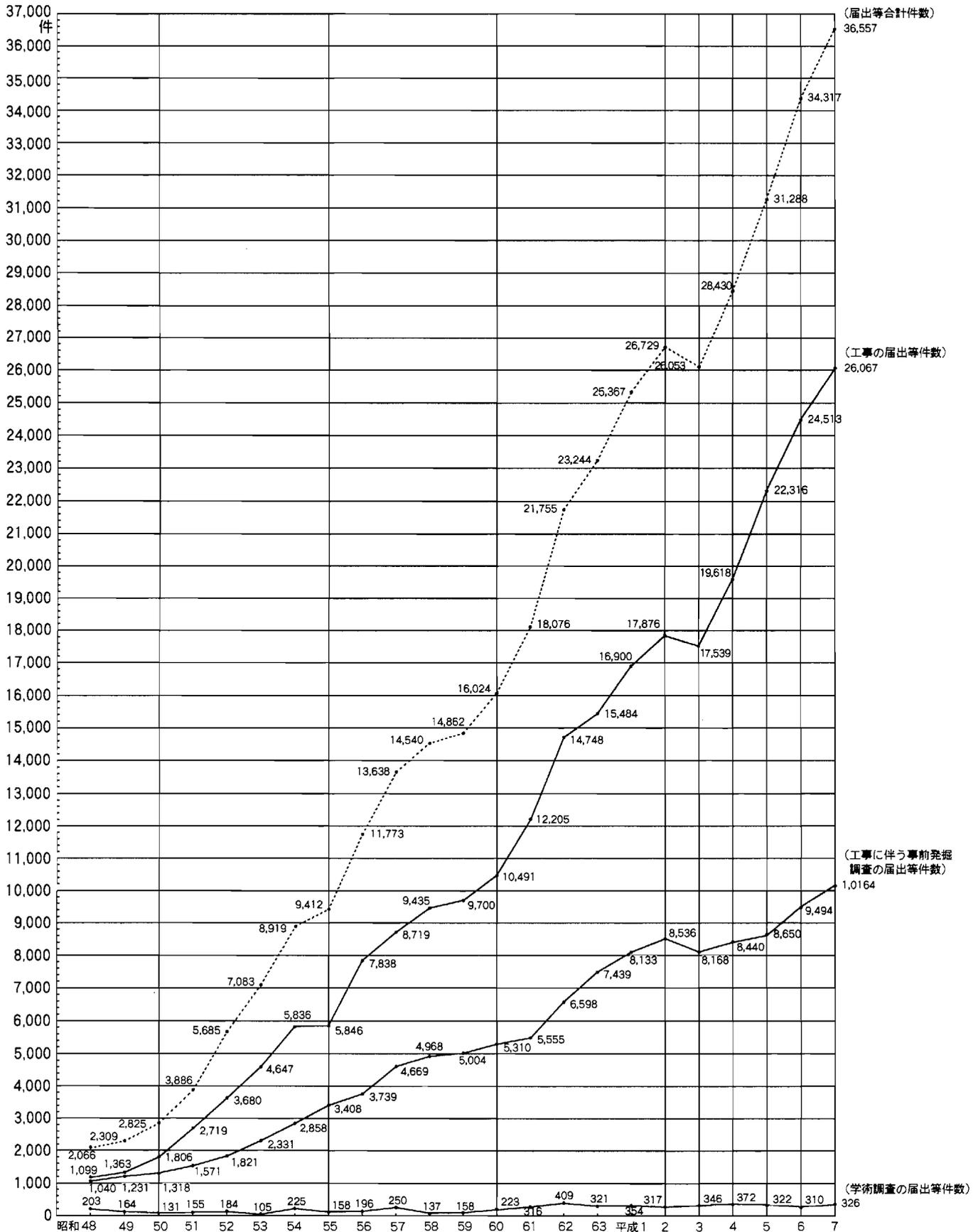
各地方公共団体で保管している出土品の量を、コンテナに換算した量であり、60×40×15cm程度の大きさのコンテナを目安とし、大型の出土品についても、その容量をコンテナに換算している。

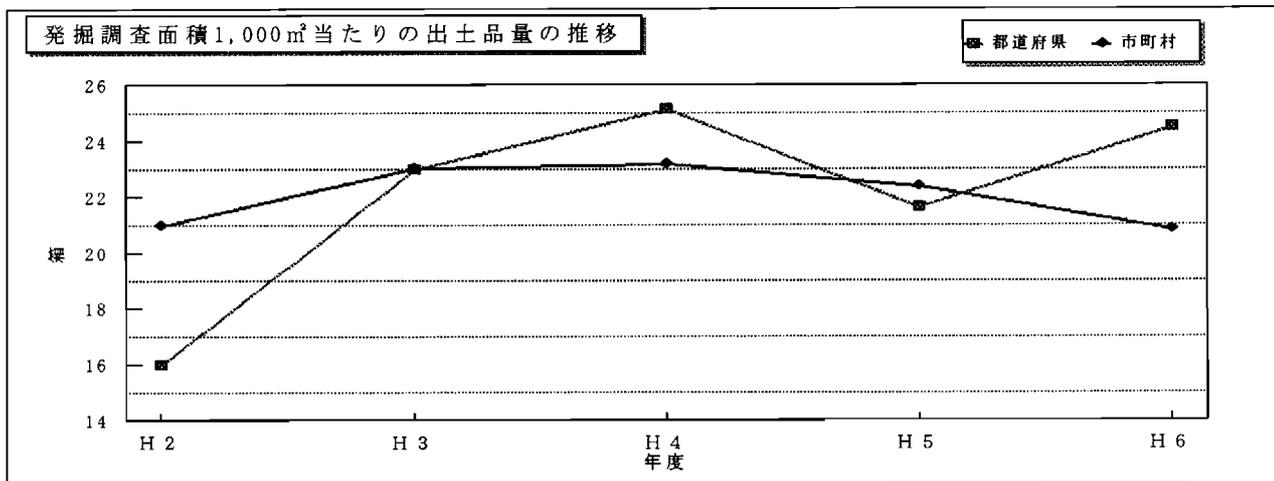
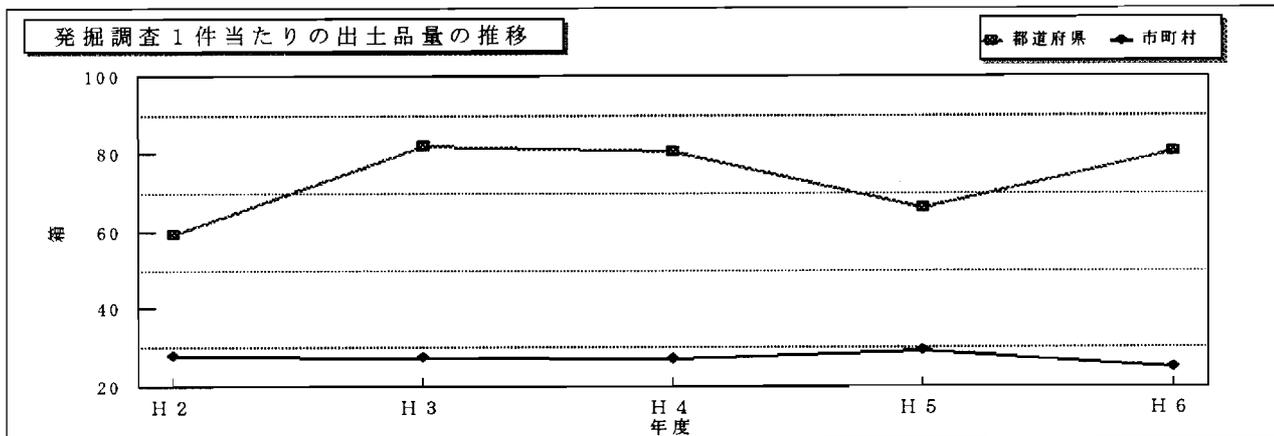
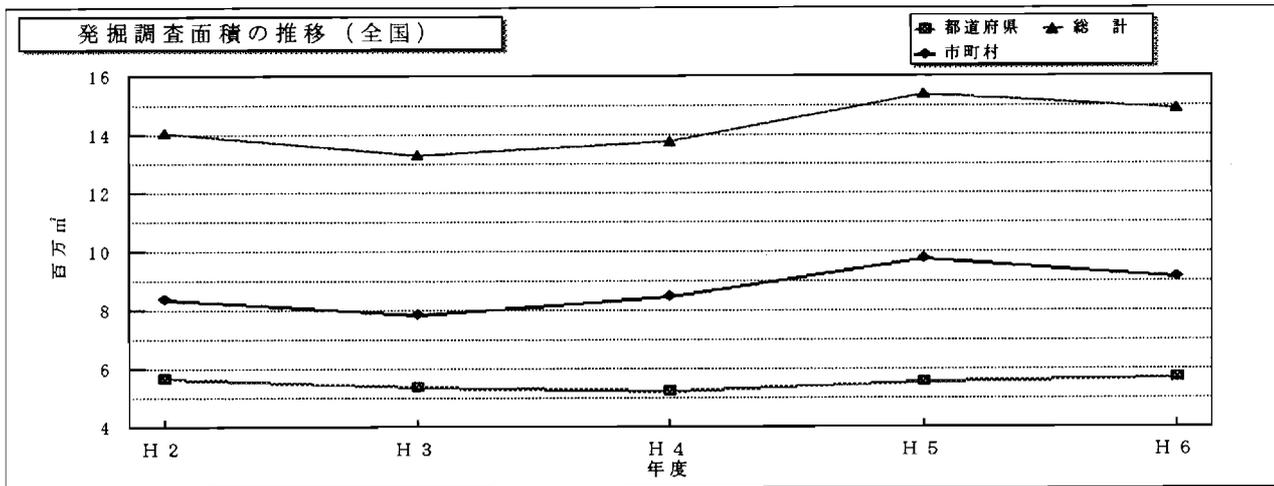
毎年の増加量に大きな変動はなく、年間30万箱前後である。1地方公共団体の年間の平均増加量は、都道府県では約2,600箱、市町村では約70箱となる。

平成7年3月現在、47都道府県と2,710市町村に出土品が保管されており、都道府県には約1,767,000箱が、市町村には約2,821,000箱が保管されている。

## 2 発掘調査量と出土品量

埋蔵文化財発掘届等件数の推移（平成8年3月現在）

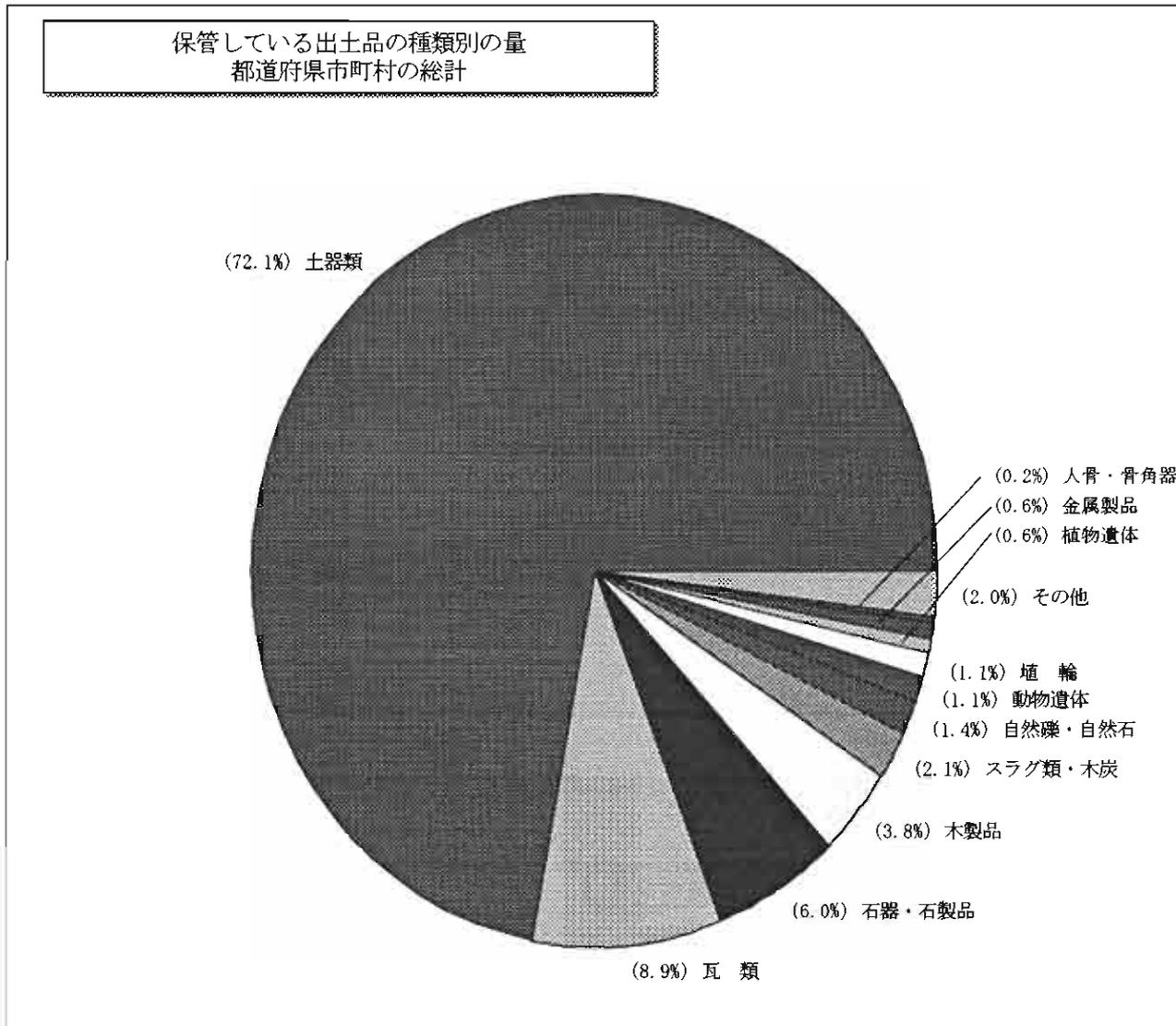




発掘調査量については、各地方公共団体が出土品を保管する原因となったものについて回答を求めた。この調査結果からは、平成2年度から6年度の発掘調査1件当たりの出土品量の推移はほぼ一定していることが分かる。特に市町村ではおよそ30箱と、ほとんど変動することなく推移している。また、発掘調査面積1,000㎡当たりの出土品量は、都道府県では16箱から25箱の間で推移し、市町村では21箱から23箱の間で推移している。都道府県の変動幅が市町村の場合に比較してやや大きいのは、都道府県の発掘調査には大規模なものが多いため、遺物の集中する地点を調査する場合とそうでない場合の差が大きくなり、出土品量に比較的大きな変動が現れるのであろう。

### 3 保管している出土品の種類別の量と内訳

#### (1) 保管している出土品の種類別の量



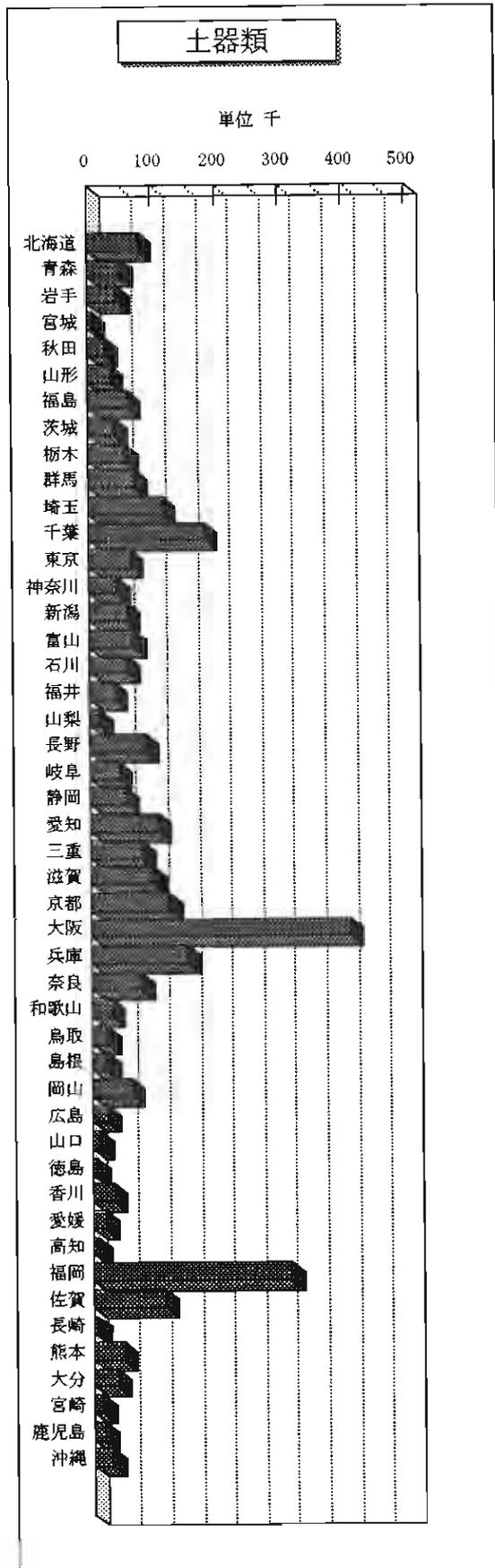
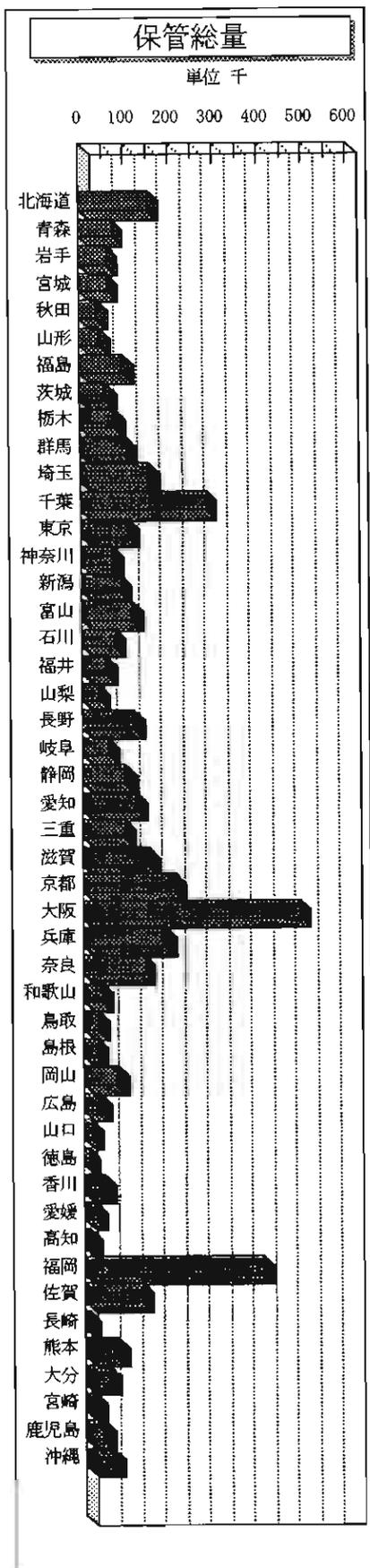
保管している出土品の種類別の量では、土器類(陶磁器類を含む)が圧倒的に多いことが分かる。これは、土器類が最も普遍的に出土し、また腐朽し難いものであることによる。以下、瓦類、石器・石製品、木製品等が続く。その他には繊維製品、玉類、ガラス、土製品、貝製品、砂鉄、鉱石などが含まれる。

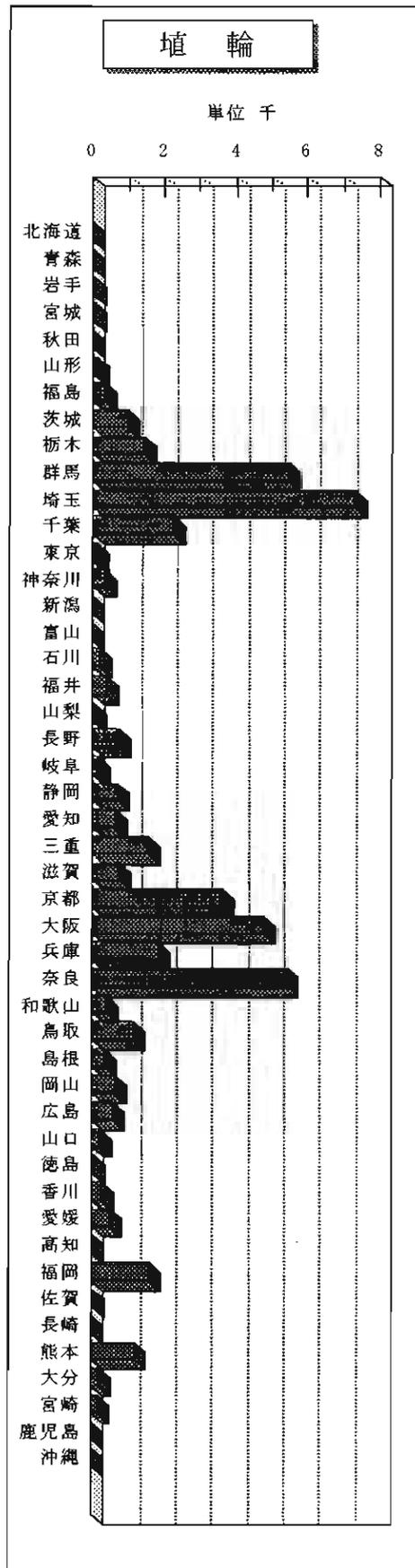
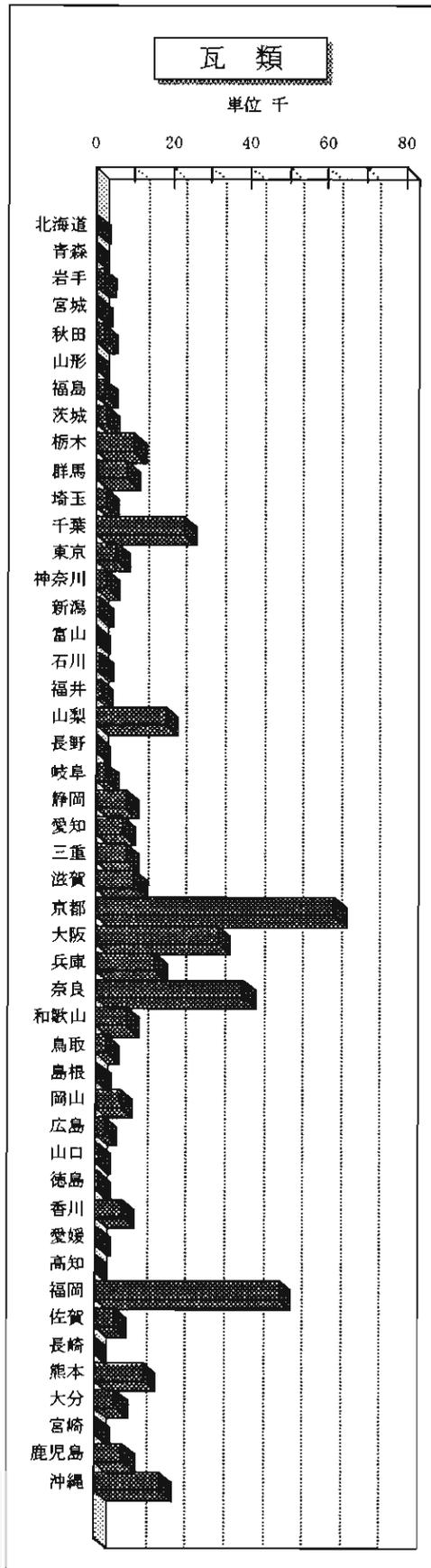
種類	保管量(箱)
土器類	3,308,115
瓦類	408,951
石器・石製品	274,708
木製品	173,896
スラグ類・木炭	96,341
自然礫・自然石	66,060
動物遺体	52,287
埴輪	48,224
植物遺体	29,776
金属製品	28,829
人骨、骨角器	11,305
その他	90,117
合計	4,588,607

## (2) 保管している出土品の種類別・都道府県別の量

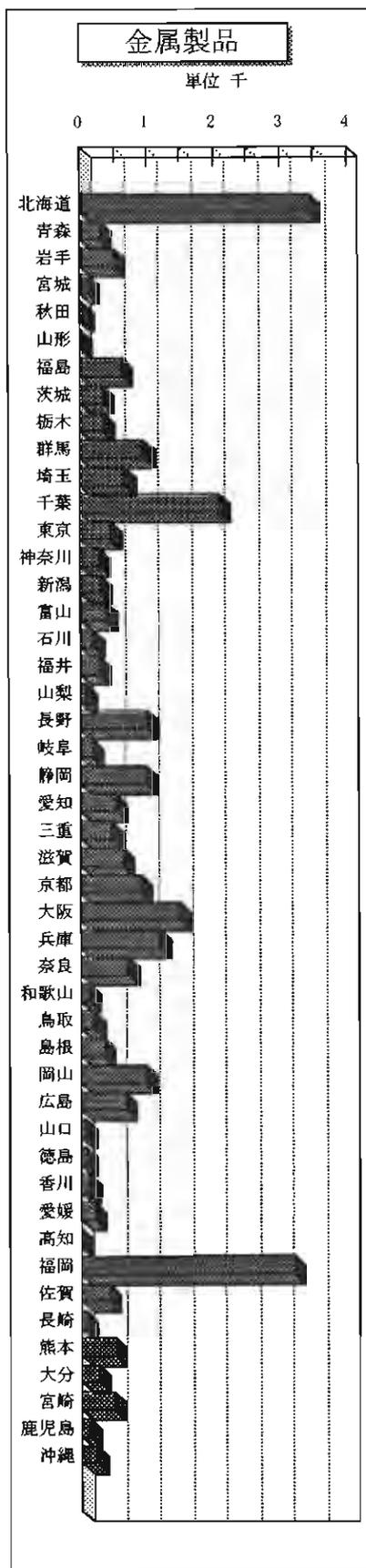
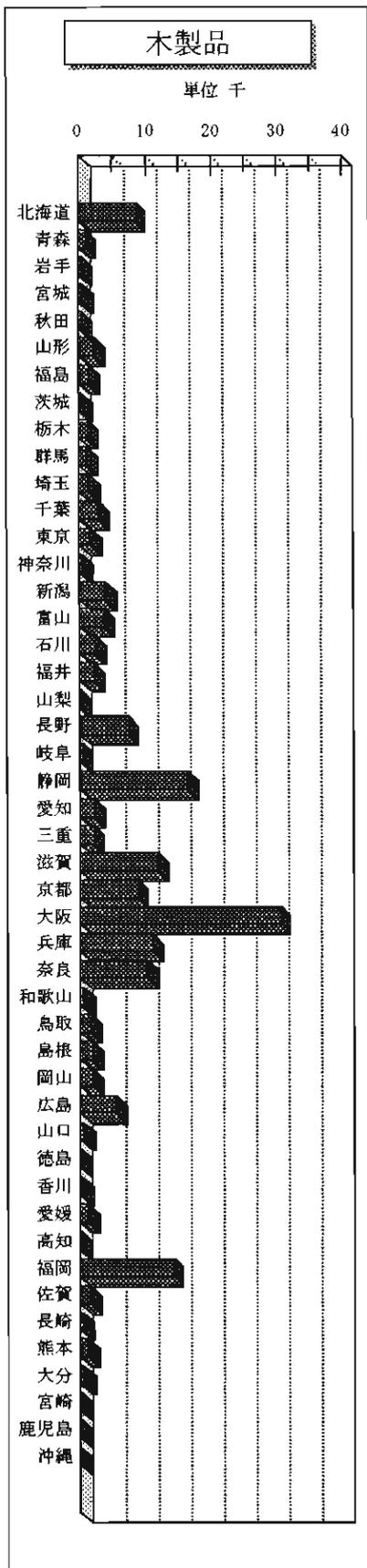
保管している出土品の種類別の量には地域差が認められる。例えば、土器類・瓦類は大阪府を始めとする近畿地方に多く、石器・石製品は北海道から東北・関東地方を中心とする東日本に多い。出土品の取り扱い基準等の策定にあたっては、これらの地域差を考慮に入れる必要がある。

なお、保管量はすべてコンテナに換算した箱数で表している。



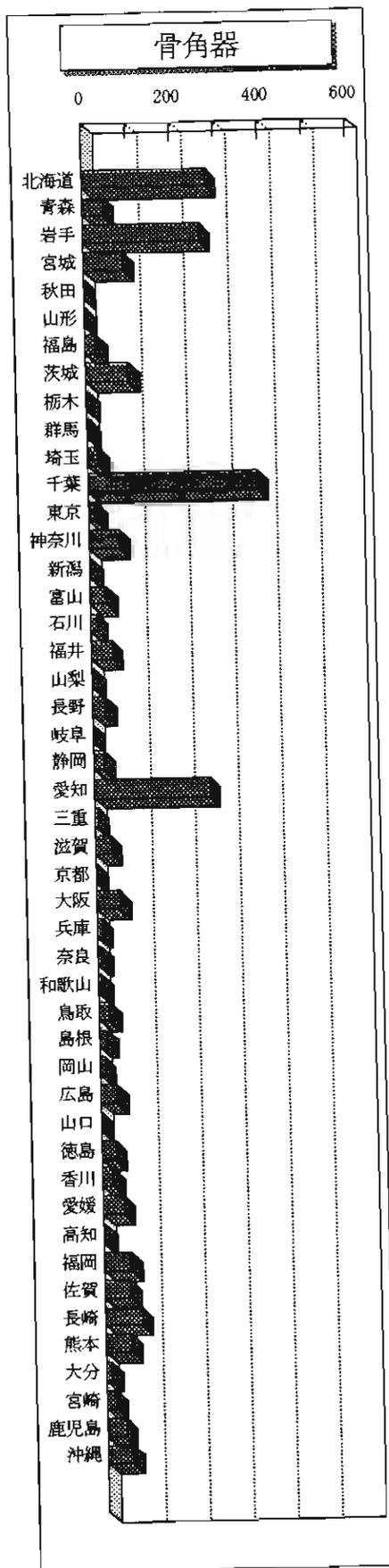
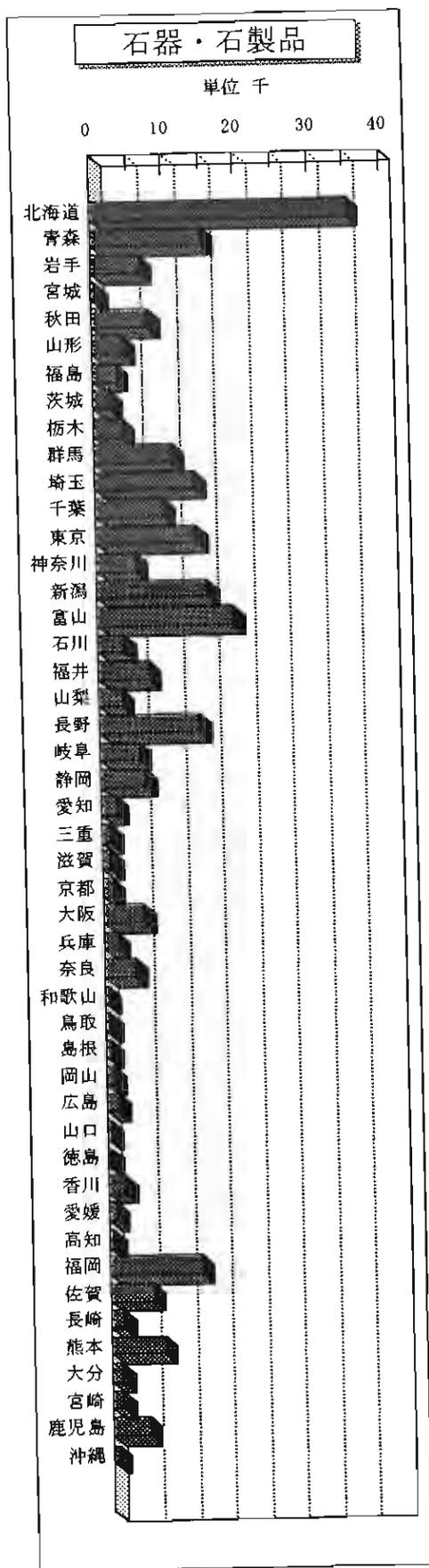


瓦類は都城跡や寺院跡を多く擁する地域に多く、近畿地方と福岡県に大量に保管されている。埴輪は関東地方と近畿地方で顕著に認められる。

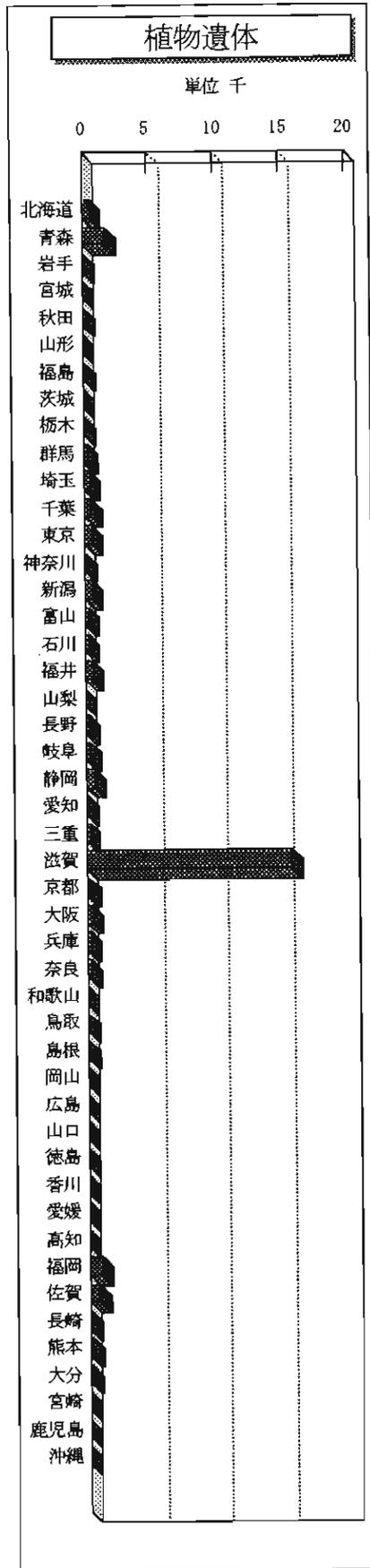
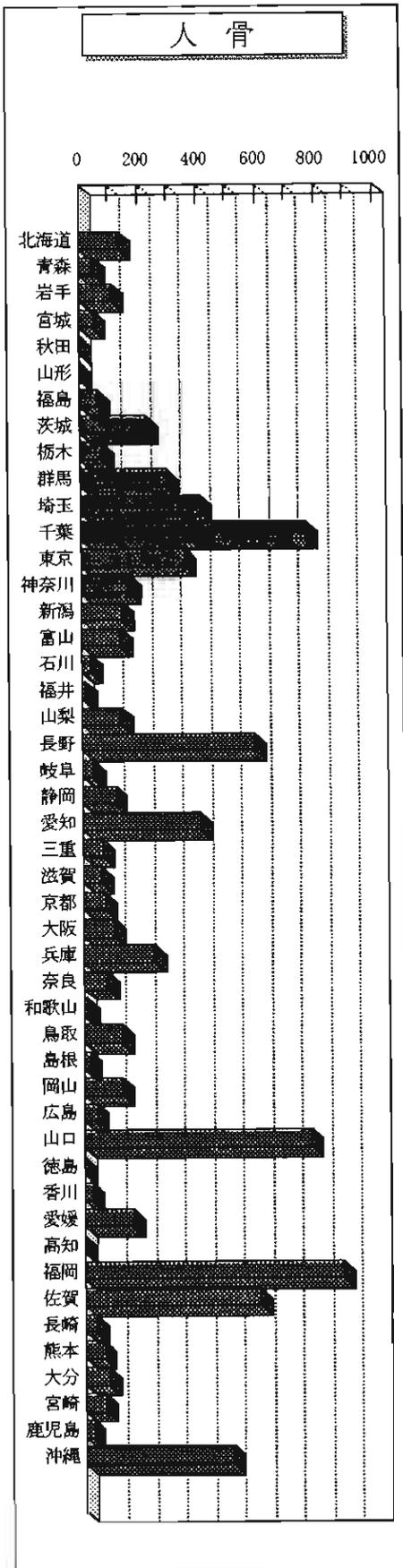


木製品は近畿地方と静岡県、福岡県などの保管量が多いが、特に大阪府の保管量が多い。

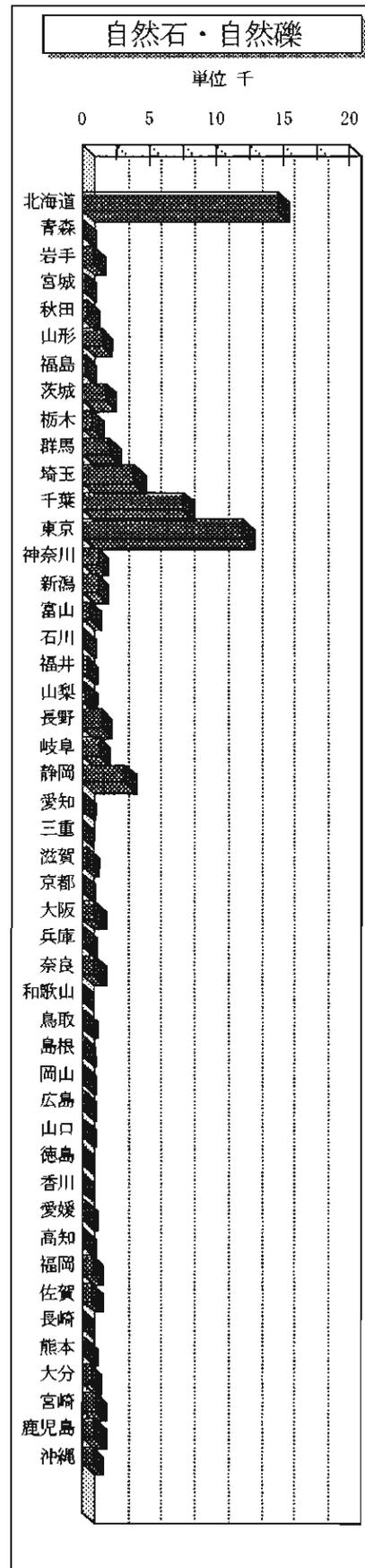
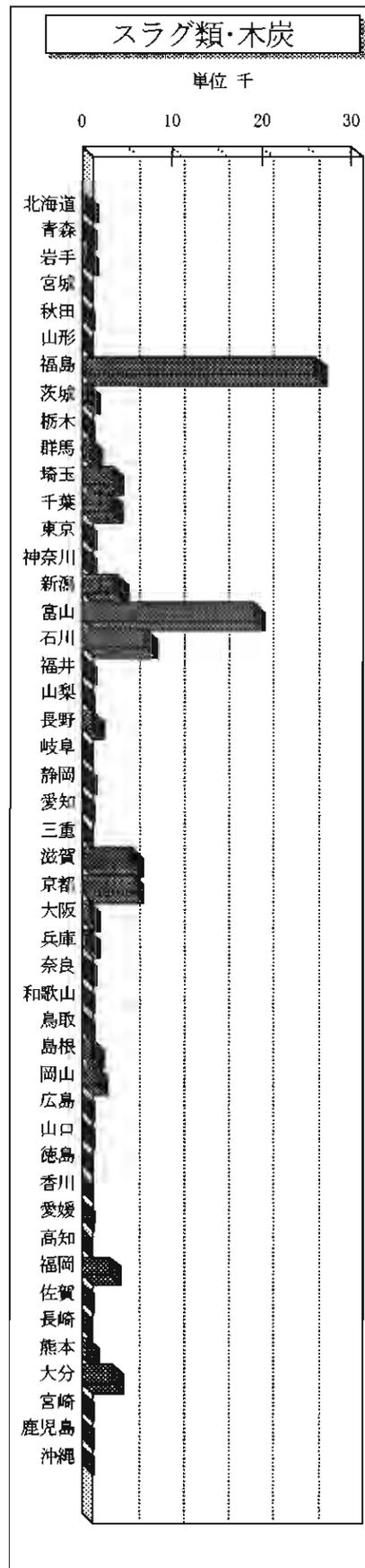
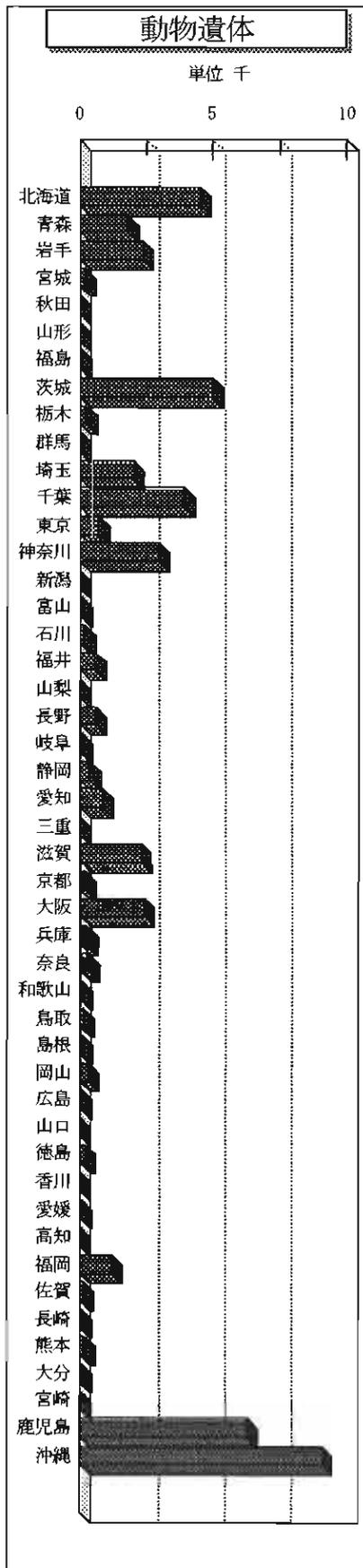
金属製品の保管量は、土器類の保管量に見る全国的な傾向と大まかには一致するが、北海道の保管量が多い点が特徴となっている。



石器・石製品、骨角器は東日本の保管量が多くなっている。また、顕著ではないが、九州地方の保管量も近畿・中四国地方に比較して多いといえる。

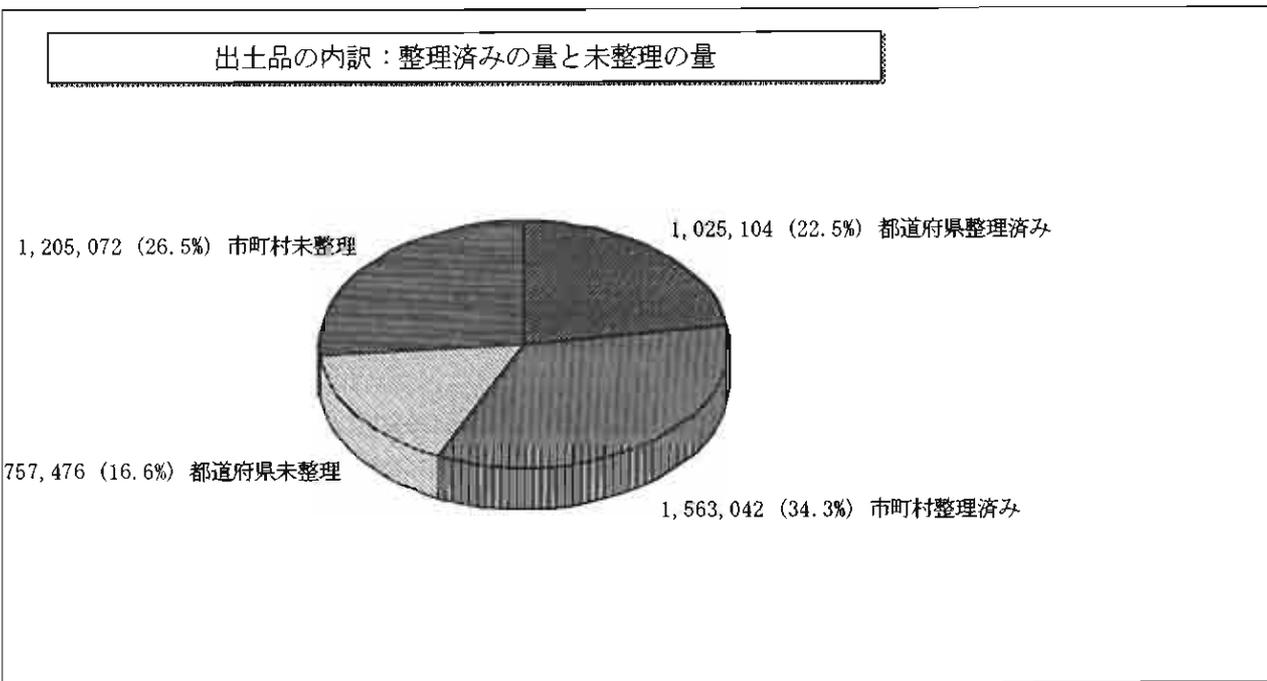


人骨は関東地方と山口県、福岡県、佐賀県のほか長野県や沖縄県の保管量が多い。植物遺体では滋賀県の保管量が多いが、これは粟津貝塚の出土品が大部分を占めている。

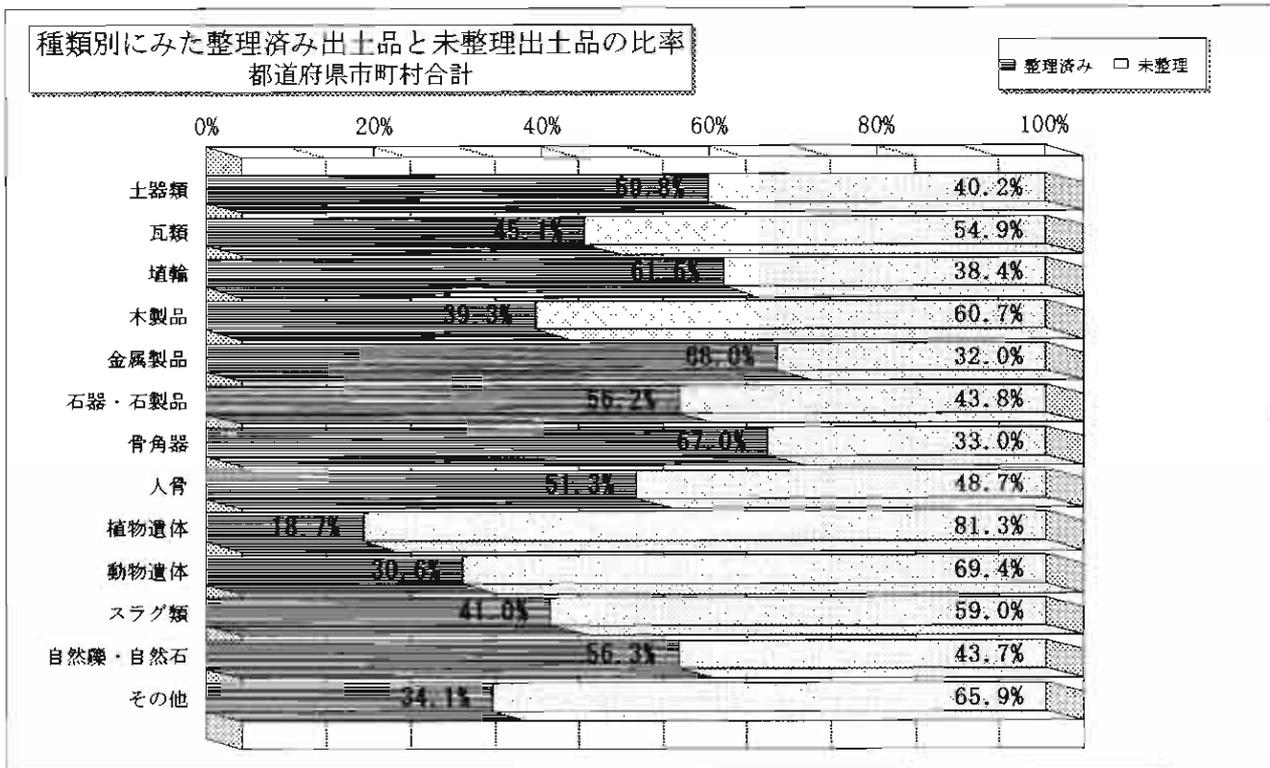


動物遺体では鹿児島県、沖縄県の保管量の多さが目に付く。スラグ類・木炭の保管量は、たたら製鉄の発達した中国地方では少なく、福島県と北陸地方に多い。これは福島県と富山県において、スラグ廃棄場を含む製鉄遺跡全体を対象とした大規模な発掘調査が実施された結果である。自然石・自然礫の保管量は、石器・石製品と同様、東日本に多く、なかでも北海道の保管量の多い点が特徴である。

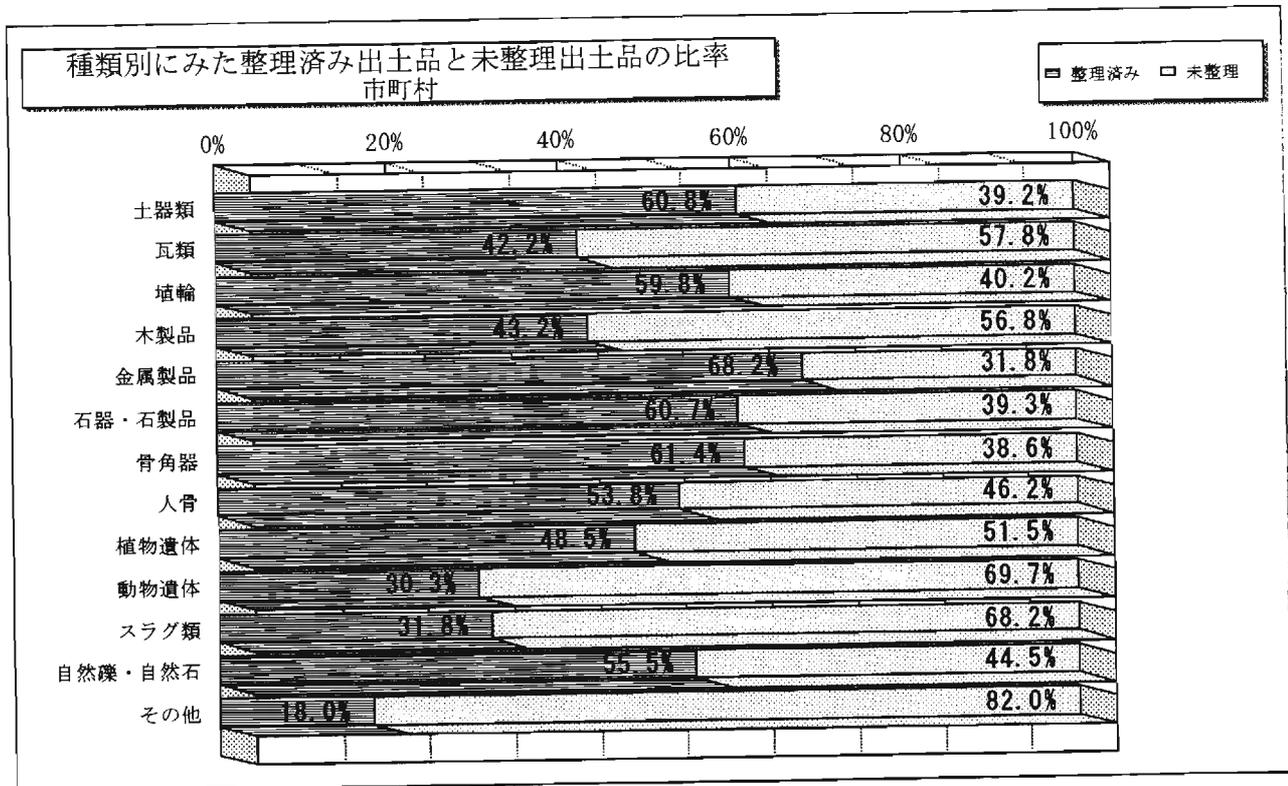
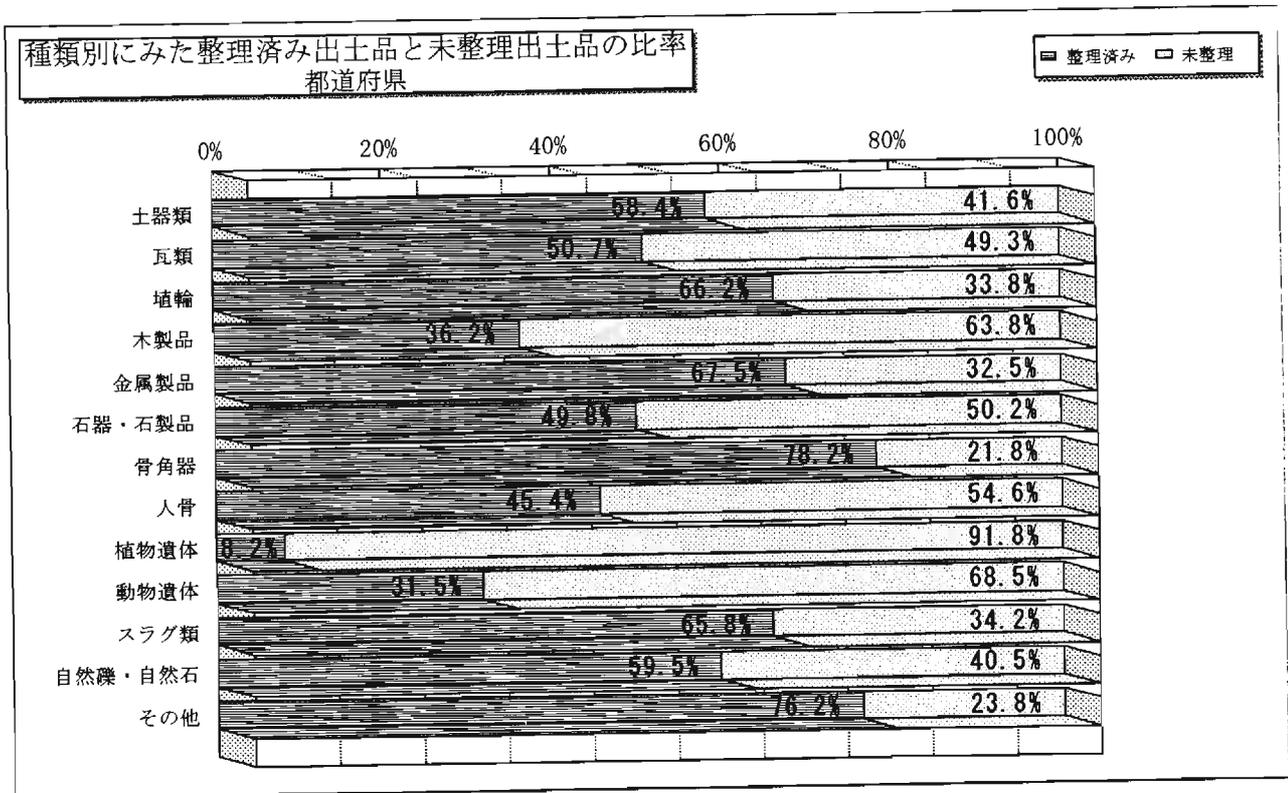
### (3) 保管している出土品の整理済みの量と未整理の量



全国の保管出土品のうち整理済みの量が約60%、未整理の量が約40%を占める。都道府県と市町村それぞれについても、この比率が適合する。



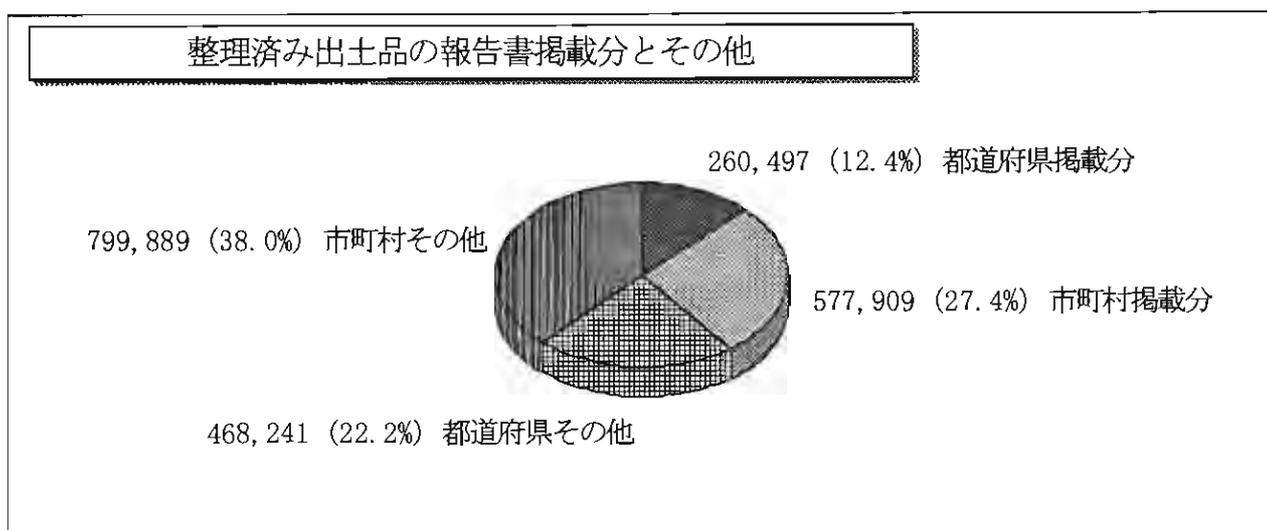
種類別にみた全国の整理済み出土品の割合は、いずれも70%に達しない。最も高い比率の金属製品で68%、最も低い植物遺体で18.7%である。出土品の72%を占め最も量の多い土器類は、60%近くが整理されている。



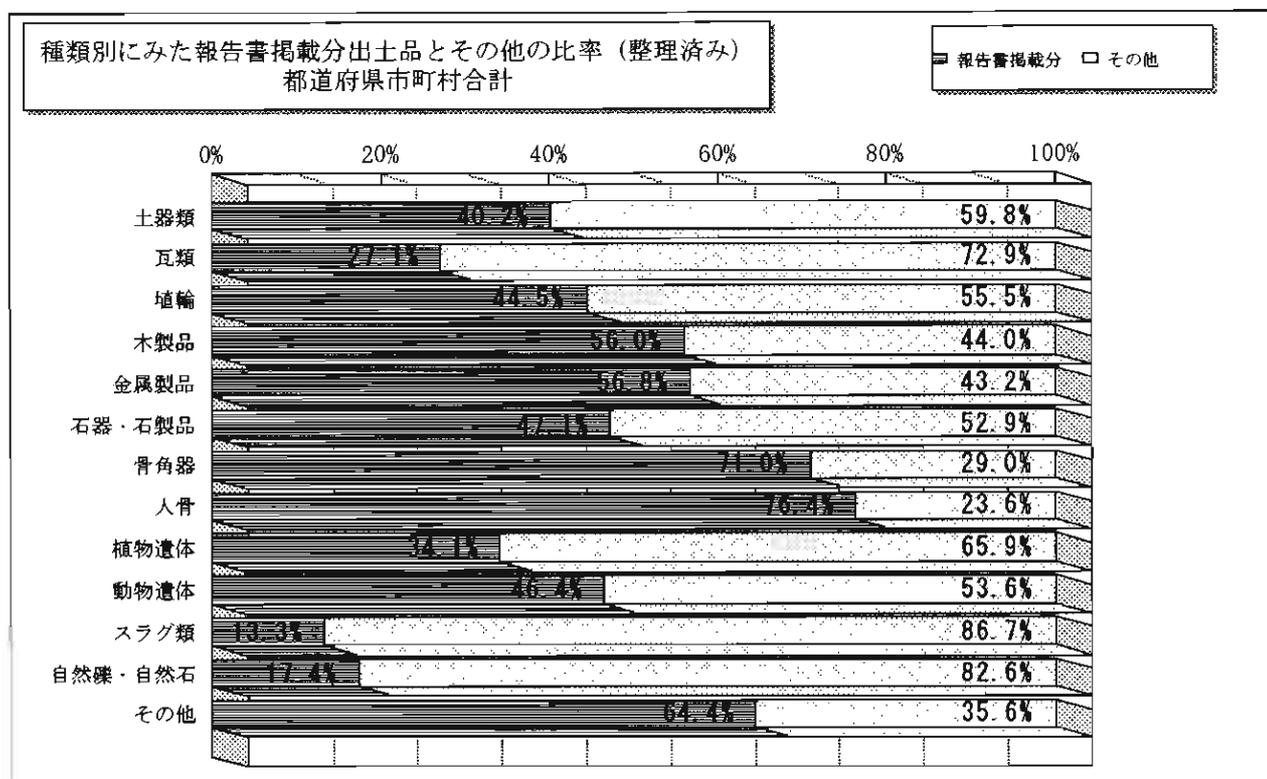
都道府県では、骨角器のように整理済み出土品の割合が70%を超えるものがある一方で、10%に満たない植物遺体があるなど、種類による格差が市町村に比較して大きいといえる。市町村では整理済み出土品の割合が70%を超えるものはないが、種類間での格差が比較的小さい。

スラグ類では、都道府県の整理済み品の割合が65.8%に達しているが市町村では31.8%が整理されているに過ぎない。しかし、植物遺体では市町村の整理済み品の割合が48.5%と高いのに比べ、都道府県ではわずかに8.2%である。

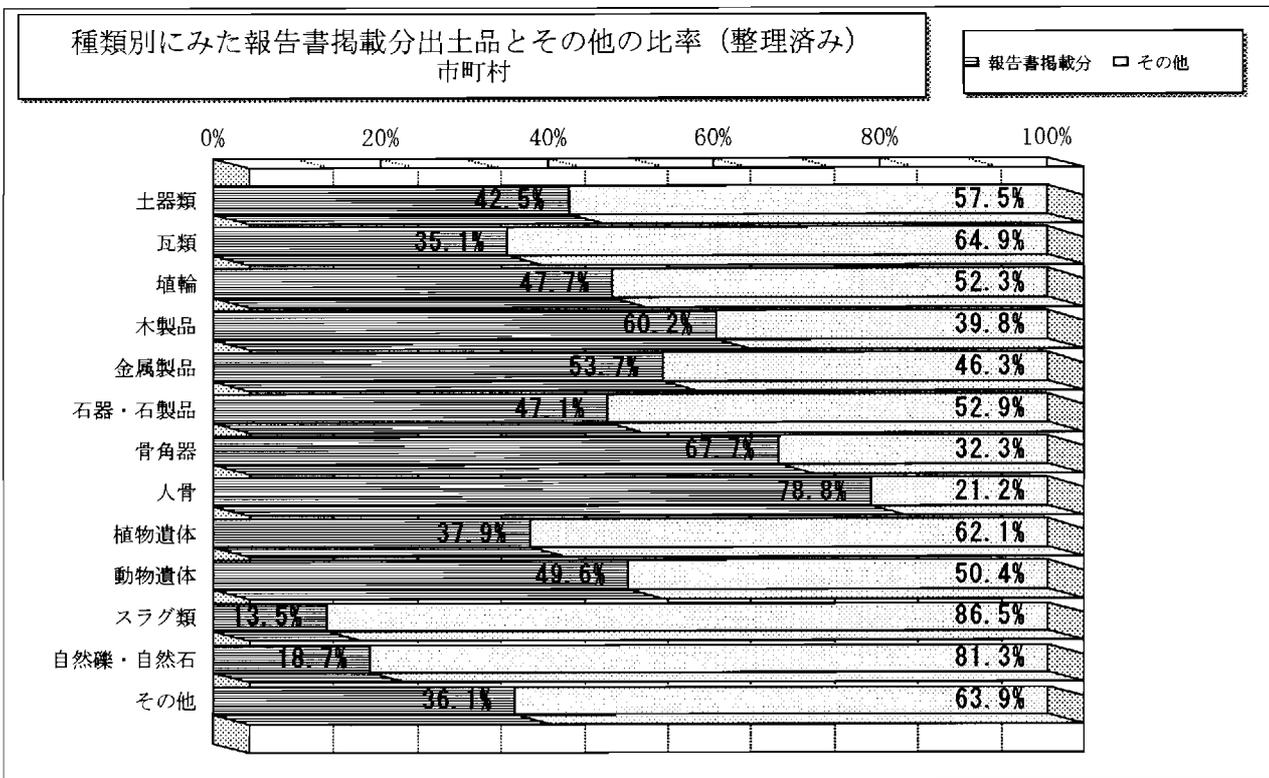
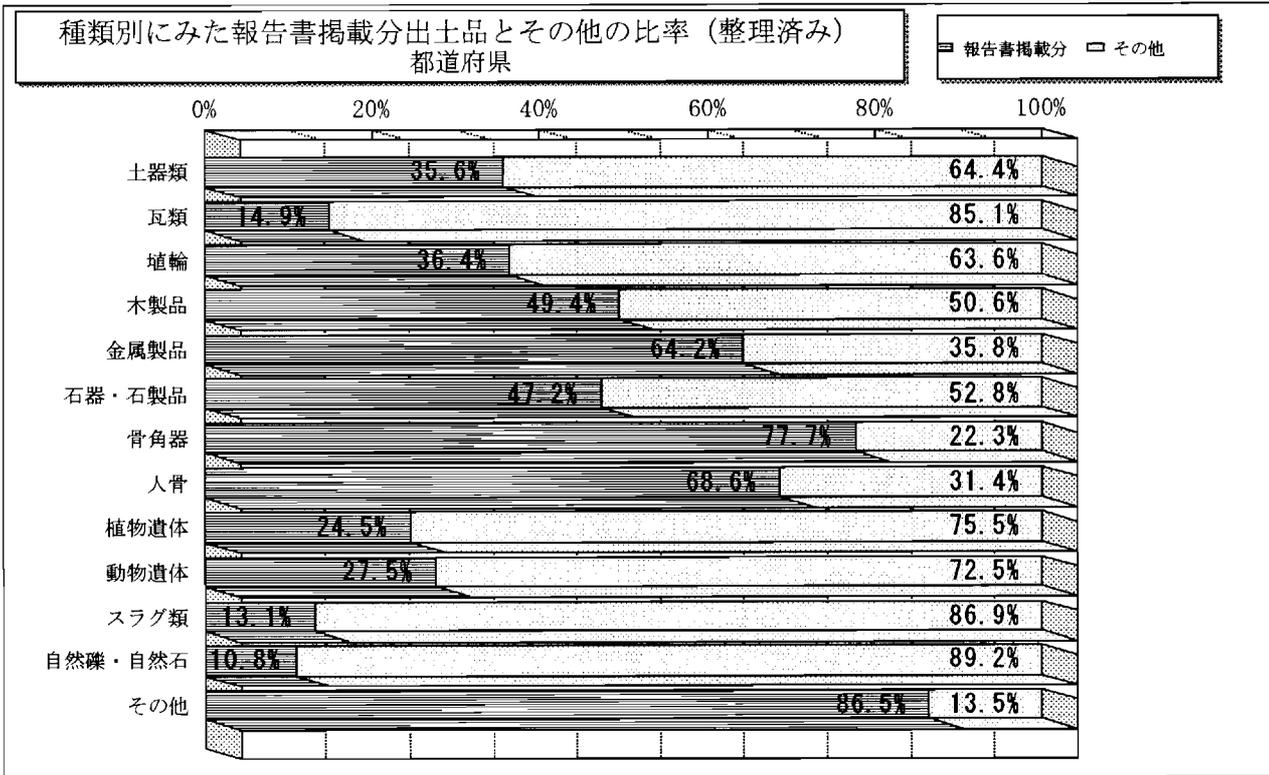
(4) 整理済み出土品の報告書掲載分とその他のものの比率



整理済み出土品のうち報告書に掲載されたものは、都道府県と市町村の合計で約40%あり、報告書に未掲載のものが60%にのぼることが分かる。都道府県、市町村別にみた場合もほぼこの比率が適合する。なお、これらは整理された出土品の個体数や破片数を示すのではなく、コンテナ数に換算した見かけの体積を示している。



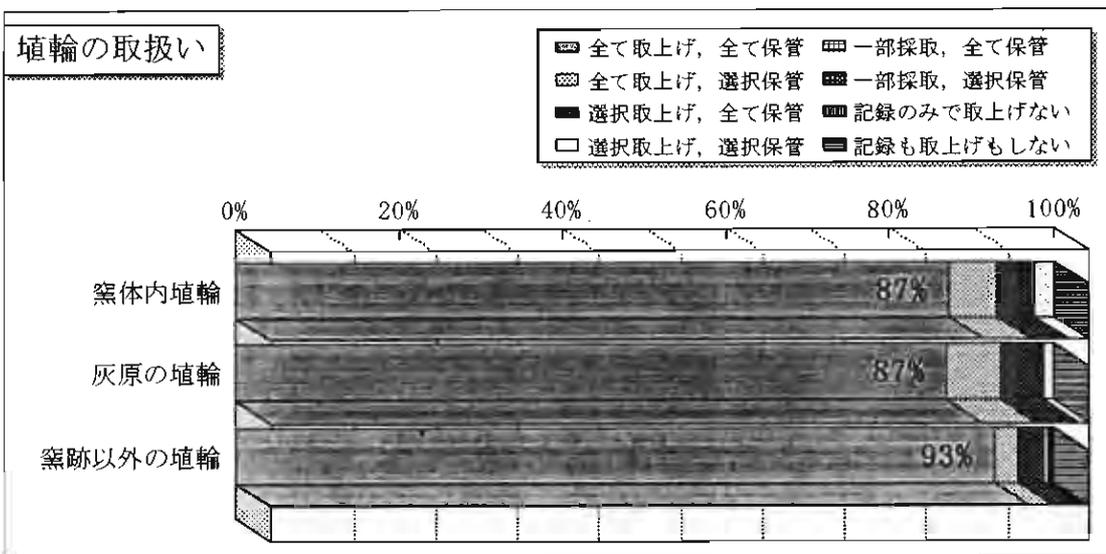
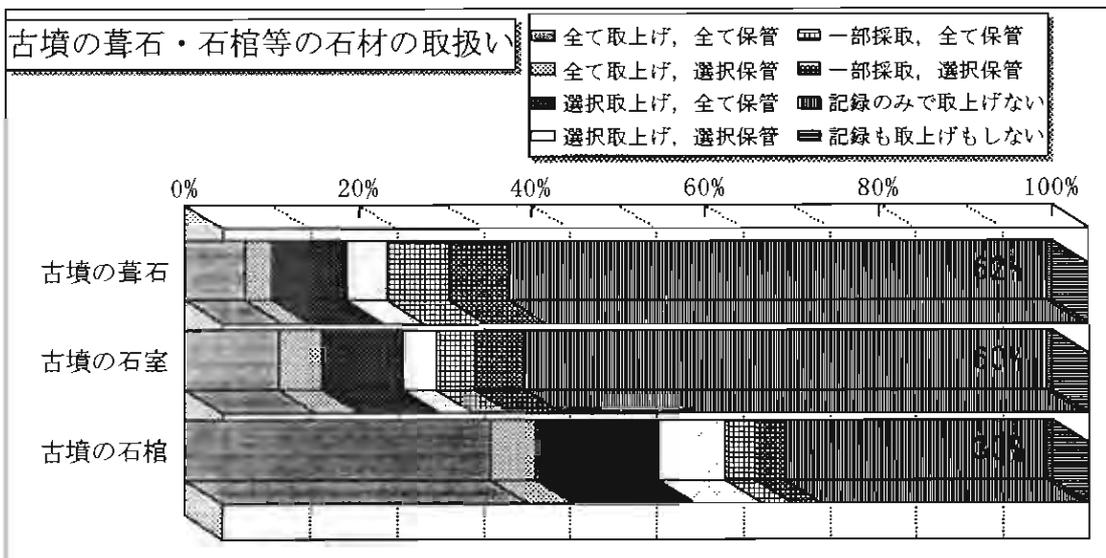
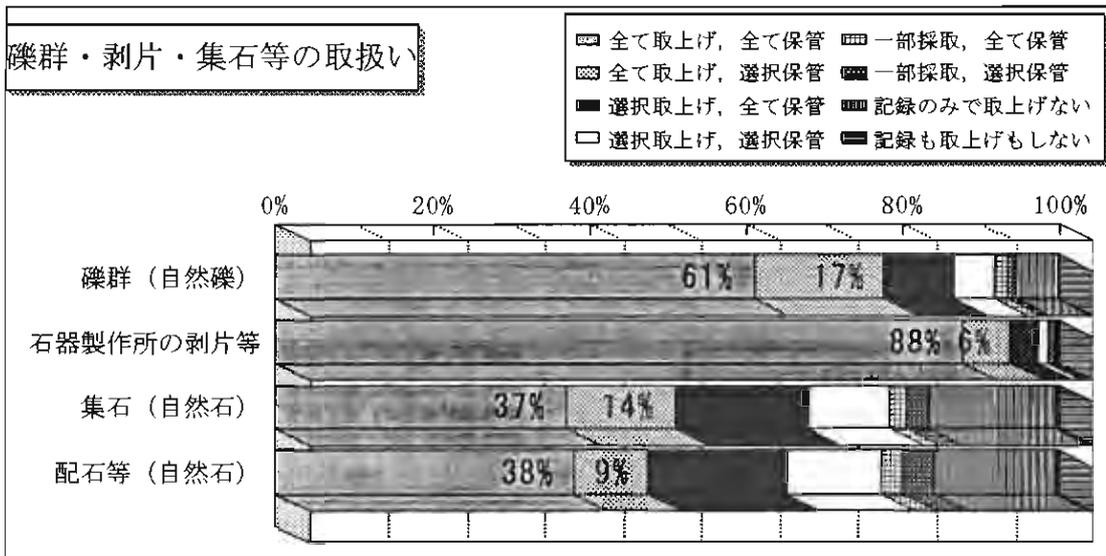
整理済み出土品の収納方法を区別する場合、報告書に掲載されているかどうかを基準のひとつになっているが、報告書掲載出土品の比率を種類別にみると、木製品、金属製品、骨角器、人骨などで50%以上のものが報告書に掲載されていることがわかる。また、玉類、繊維製品、土製品などを含むその他の出土品も報告書掲載率が高い。



種類別の報告書掲載出土品の比率を都道府県、市町村別にみると、やはり骨角器、人骨、木製品、金属製品の掲載率が高くなっているが、その他のものでは都道府県が86.5%と非常に高いのに比較して、市町村では36.1%に止まっている。（その他には繊維製品・玉類・ガラス・土製品・貝製品・砂鉄・鉱石などが含まれる。）

## 4 記録保存を前提とする発掘調査での出土品の取扱い

### (1) 発掘調査から整理分析・保管までの取扱い

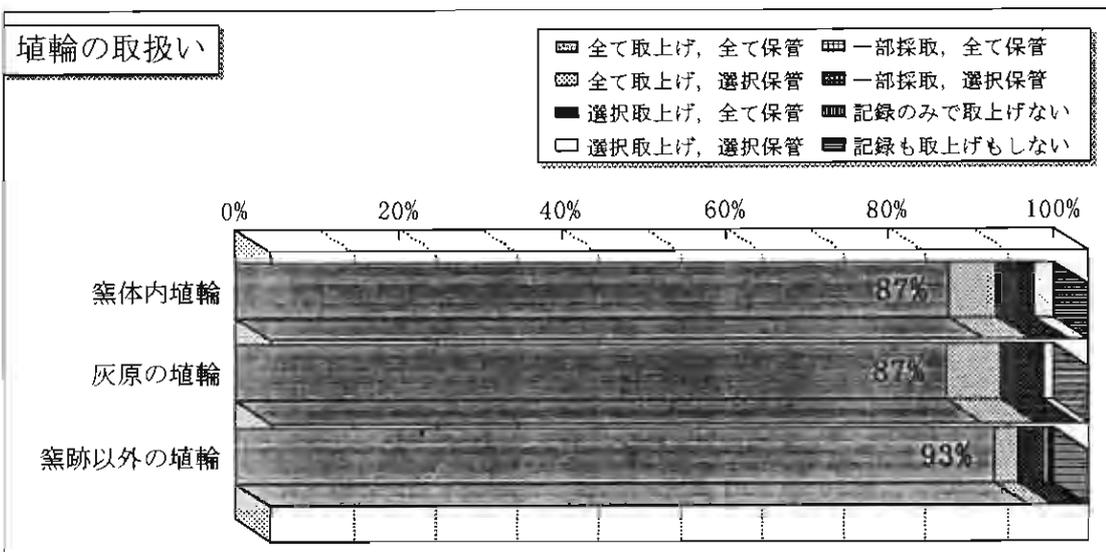
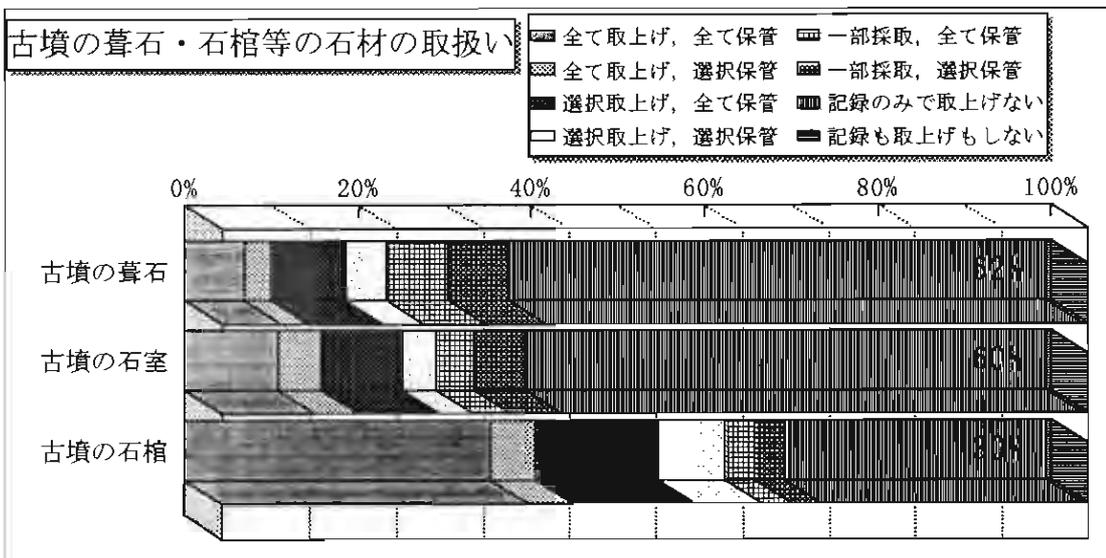
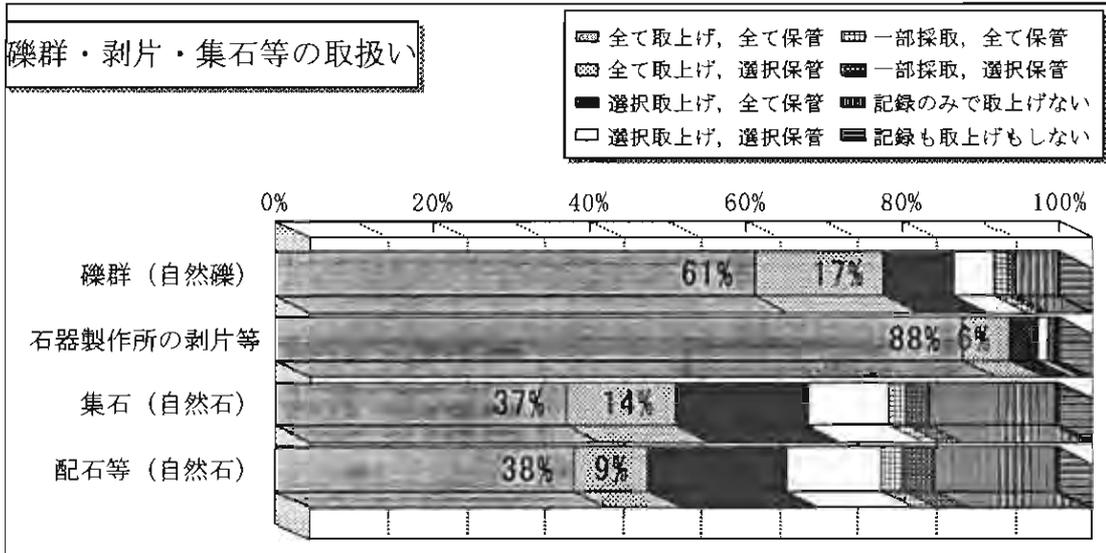


それぞれの出土品について発掘調査経験のある地方公共団体に回答を求めた。

集石、配石等の自然石や古墳の葺石、石棺等の石材では、選択して取り上げたり一部を採取する地方公共団体が多く、古墳の葺石や石室では、取り上げない地方公共団体がかなりの数を占める。

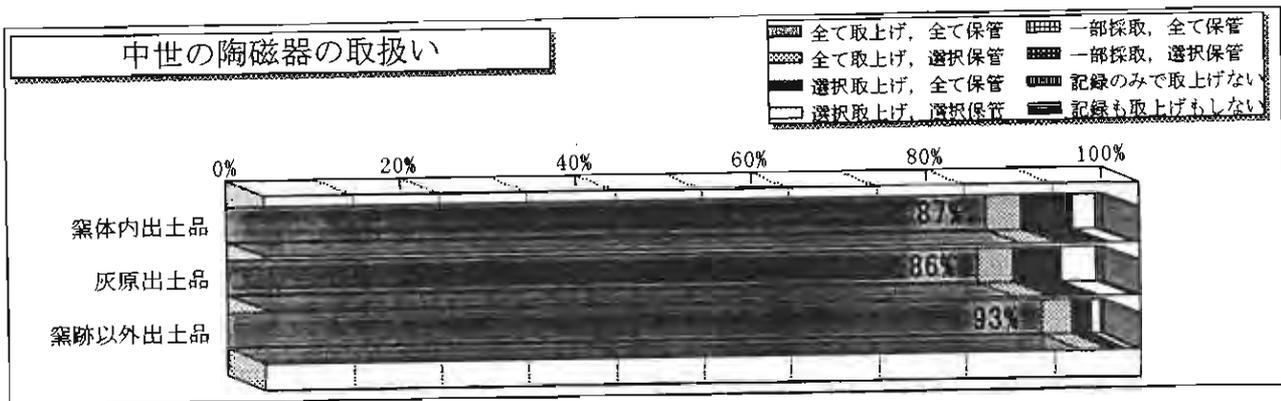
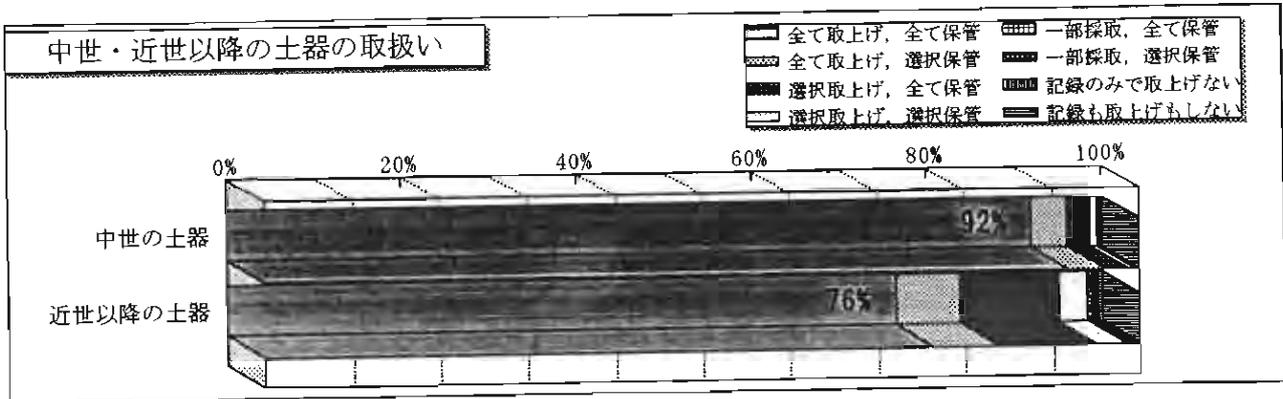
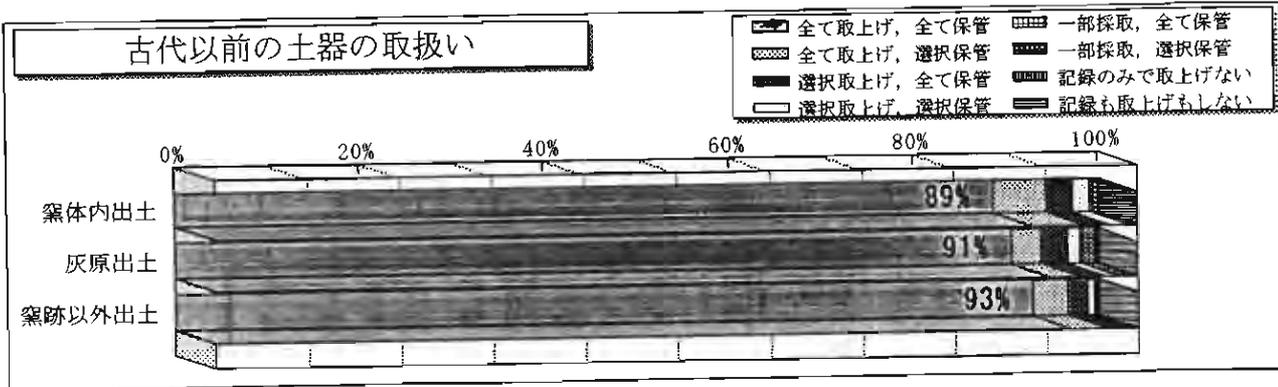
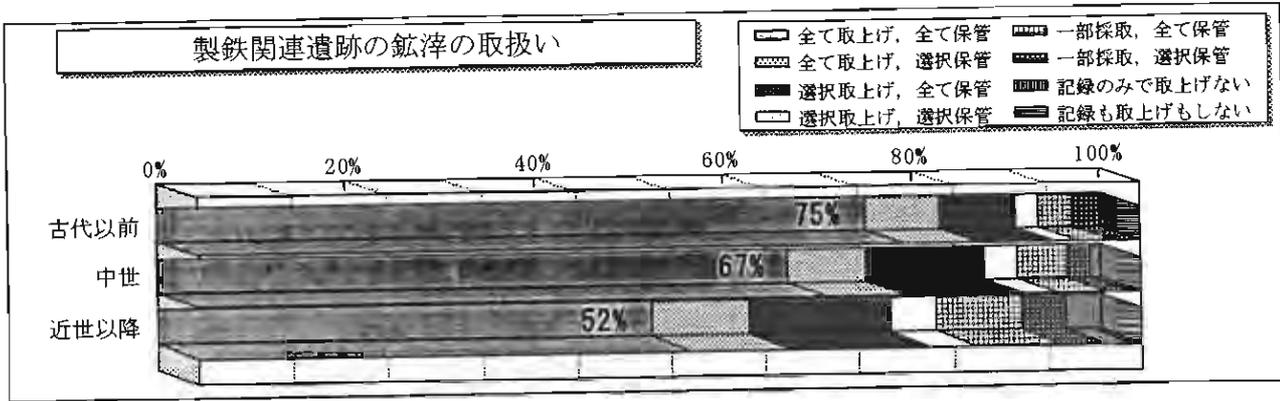
## 4 記録保存を前提とする発掘調査での出土品の取扱い

### (1) 発掘調査から整理分析・保管までの取扱い

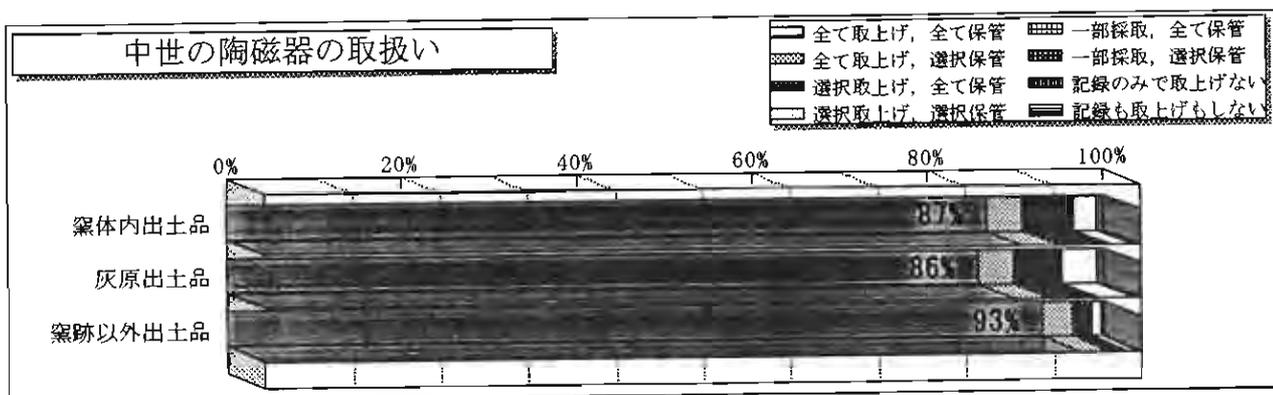
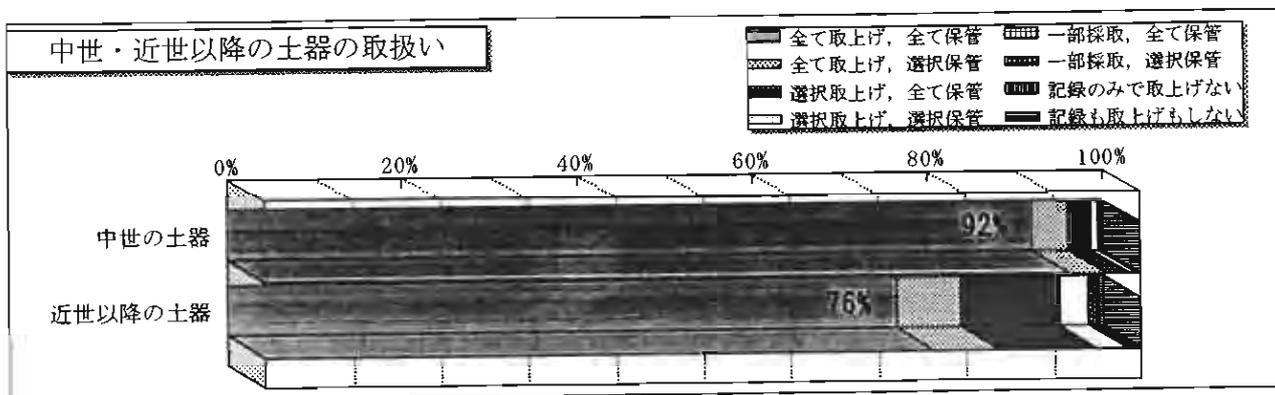
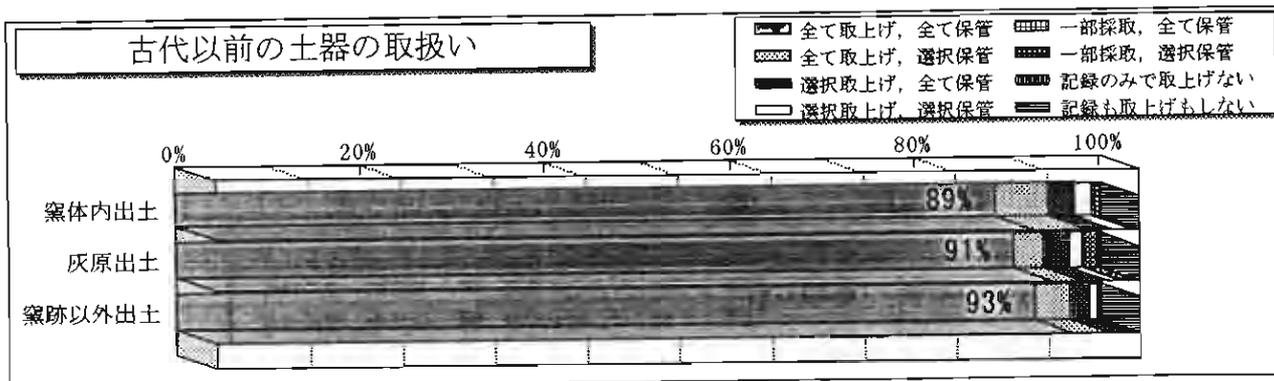
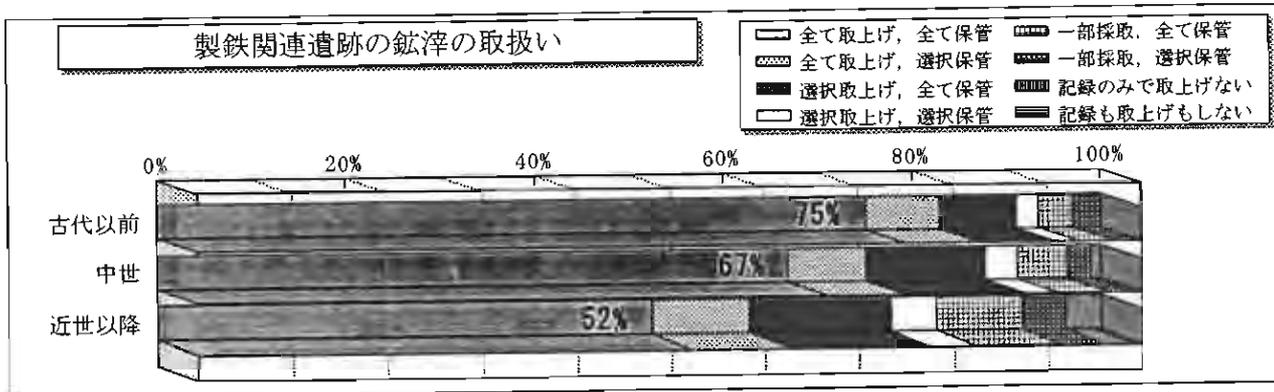


それぞれの出土品について発掘調査経験のある地方公共団体に回答を求めた。

集石、配石等の自然石や古墳の葺石、石棺等の石材では、選択して取り上げたり一部を採取する地方公共団体が多く、古墳の葺石や石室では、取り上げない地方公共団体がかなりの数を占める。



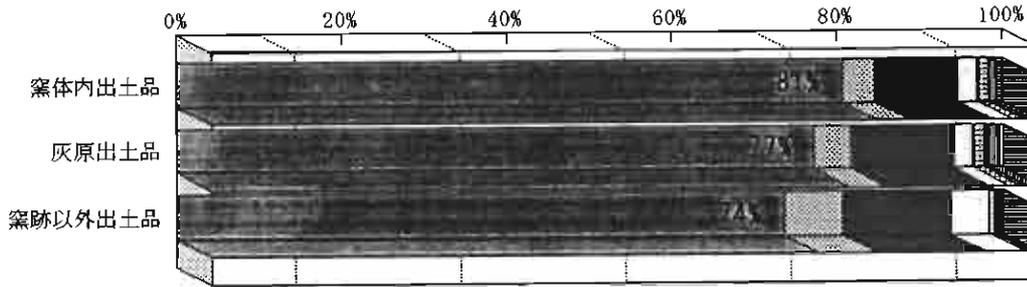
製鉄関連遺跡の鉦滓や近世以降の瓦の取扱いでは、選択的に取り上げたり選択的に保管する地方公共団体がかなり認められる。



製鉄関連遺跡の鉦濇や近世以降の瓦の取扱いでは、選択的に取り上げたり選択的に保管する地方公共団体がかなり認められる。

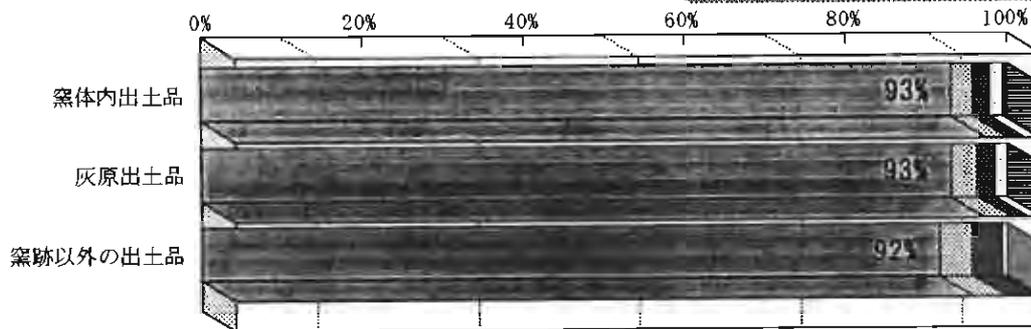
### 近世以降の陶磁器の取扱い

- 全て取上げ、全て保管
- 一部採取、全て保管
- 全て取上げ、選択保管
- 一部採取、選択保管
- 選択取上げ、全て保管
- 記録のみで取上げない
- 選択取上げ、選択保管
- 記録も取上げもしない



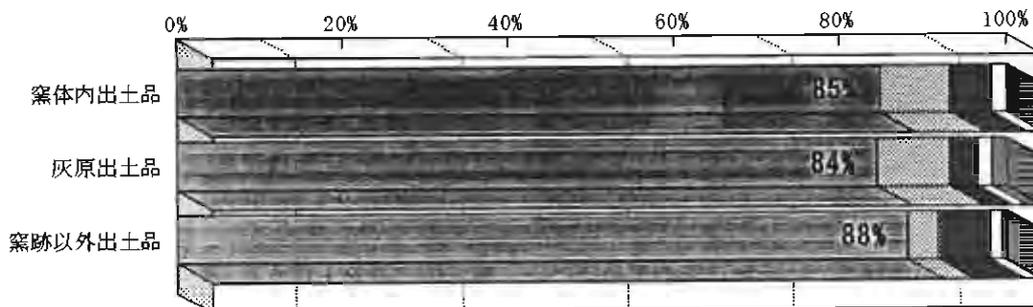
### 古代の瓦の取扱い

- 全て取上げ、全て保管
- 一部採取、全て保管
- 全て取上げ、選択保管
- 一部採取、選択保管
- 選択取上げ、全て保管
- 記録のみで取上げない
- 選択取上げ、選択保管
- 記録も取上げもしない



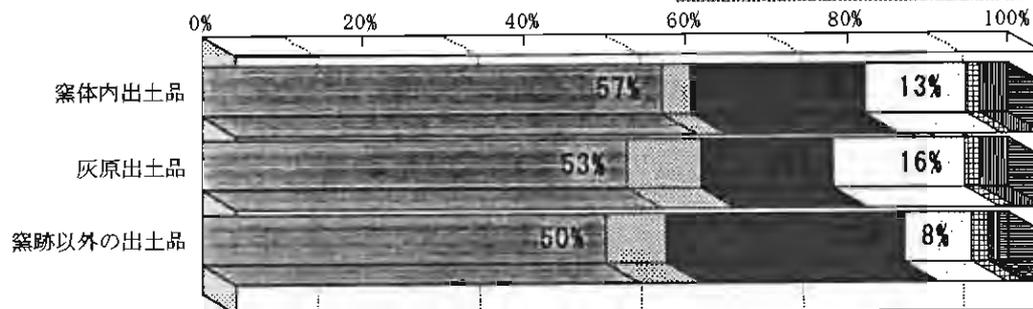
### 中世の瓦の取扱い

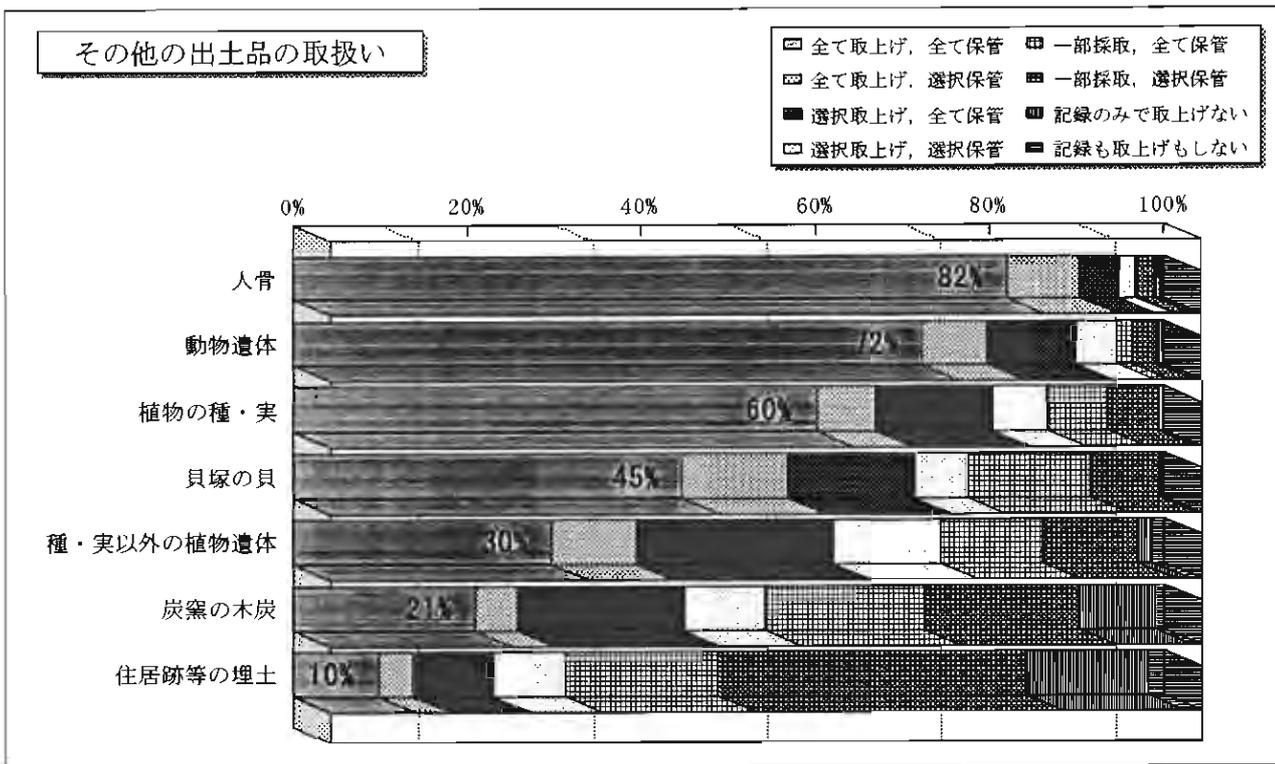
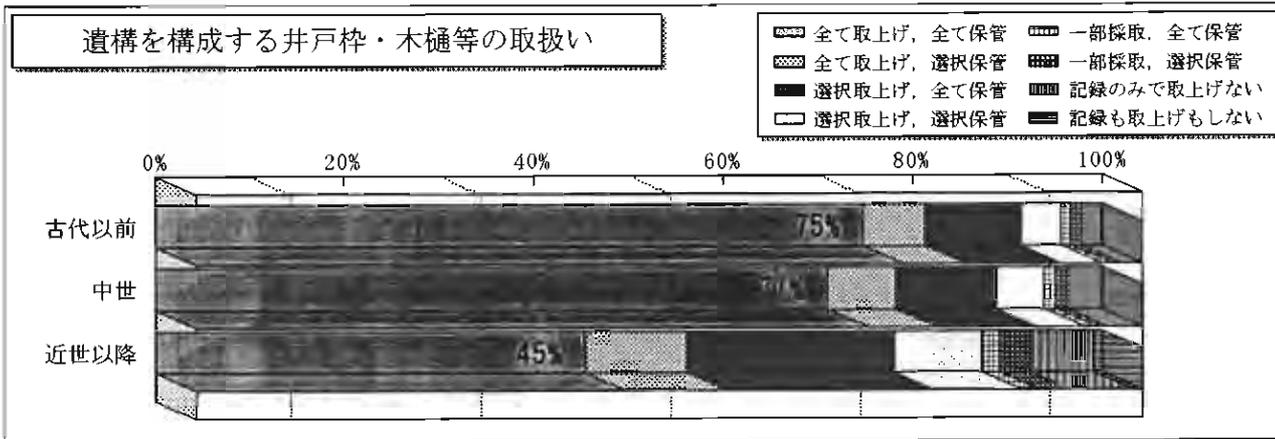
- 全て取上げ、全て保管
- 一部採取、全て保管
- 全て取上げ、選択保管
- 一部採取、選択保管
- 選択取上げ、全て保管
- 記録のみで取上げない
- 選択取上げ、選択保管
- 記録も取上げもしない



### 近世以降の瓦の取扱い

- 全て取上げ、全て保管
- 一部採取、全て保管
- 全て取上げ、選択保管
- 一部採取、選択保管
- 選択取上げ、全て保管
- 記録のみで取上げない
- 選択取上げ、選択保管
- 記録も取上げもしない





遺構を構成する井戸枠・木樋等では近世以降のものについて選択的に取り上げたり、選択的に保管する地方公共団体が相当数、認められる。

その他の出土品については、特に時代や出土状況等を限定した間を設定していない。したがって、これらの回答には相当の幅があり、様々な時代や状況のものが含まれている。

## 5 出土品の保管施設

### (1) 保管施設の棟数・床面積・保管量及び保管状況

#### 恒常的保管施設の状況

##### a 施設の構造別にみた棟数・床面積・保管箱数

	棟 数				
	総 計	a. 鉄筋・鉄骨	b. 軽量プレハブ	c. 木造	d. その他
都道府県合計	172	122	34	6	10
市町村合計	1,773	1,178	274	262	59
総 計	1,945	1,300	308	268	69

	面 積(m <sup>2</sup> )				
	総 計	a. 鉄筋・鉄骨	b. 軽量プレハブ	c. 木造	d. その他
都道府県合計	376,945.74	370,323.40	5,564.26	472.80	585.28
市町村合計	267,901.27	208,512.89	20,065.96	34,616.17	4,706.24
総 計	644,847.01	578,836.29	25,630.22	35,088.97	5,291.52

	箱 数				
	総 計	a. 鉄筋・鉄骨	b. 軽量プレハブ	c. 木造	d. その他
都道府県合計	1,124,463	1,023,261	92,945	4,373	3,884
市町村合計	1,004,510	681,001	171,284	98,752	53,473
総 計	2,128,973	1,704,262	264,229	103,125	57,357

##### b 保管の状況 (箱数)

	総 計	a. 整理棚に収納	b. 床に積み上げて収	c. 戸外に野積み	d. その他
都道府県合計	1,124,463	756,962	330,799	34,159	2,543
市町村合計	1,004,510	515,738	436,696	18,001	34,075
総 計	2,128,973	1,272,700	767,495	52,160	36,618

#### 暫定的保管施設の状況

##### a 施設の構造別にみた棟数・床面積・保管箱数

	棟 数				
	総 計	a. 鉄筋・鉄骨	b. 軽量プレハブ	c. 木造	d. その他
都道府県合計	259.5	43	191.5	11	14
市町村合計	2,497.5	1,150	748.5	436	163
総 計	2,757.0	1,193	940.0	447	177

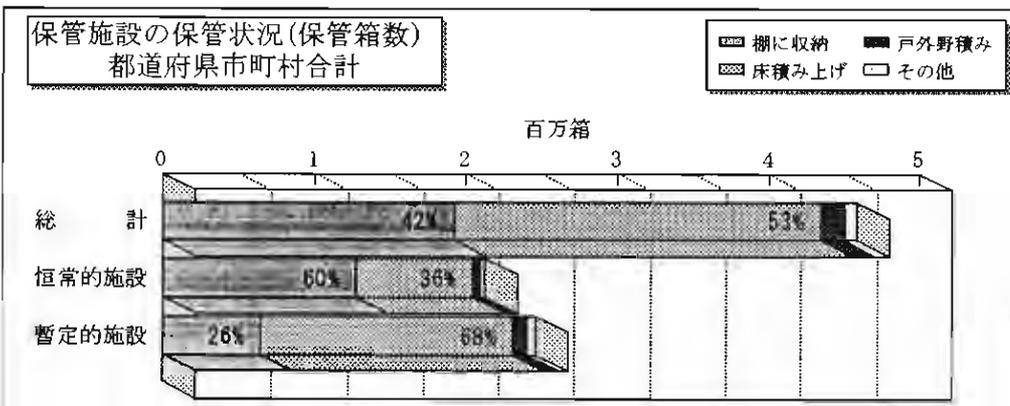
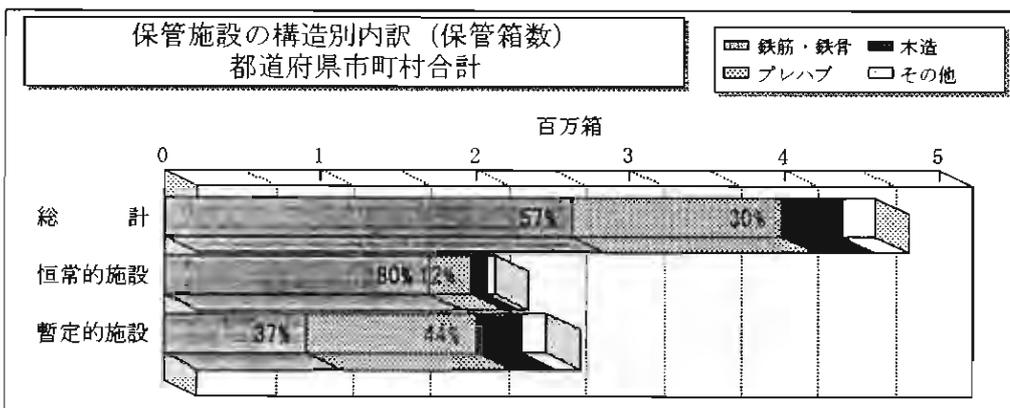
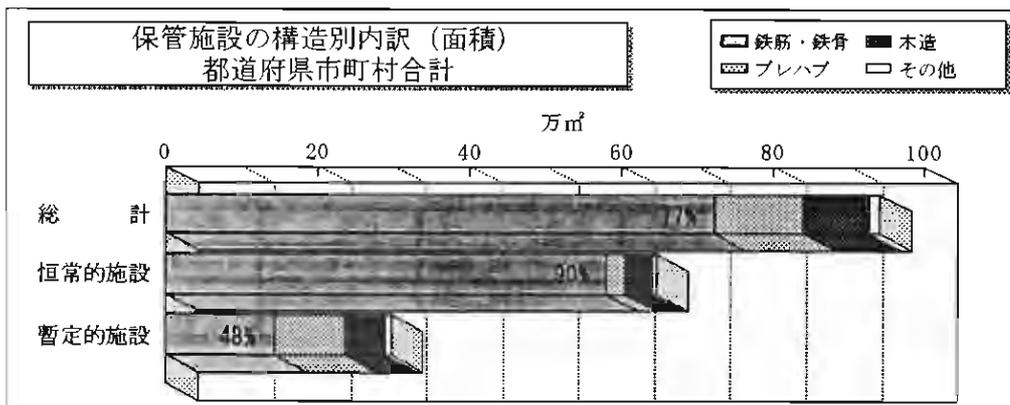
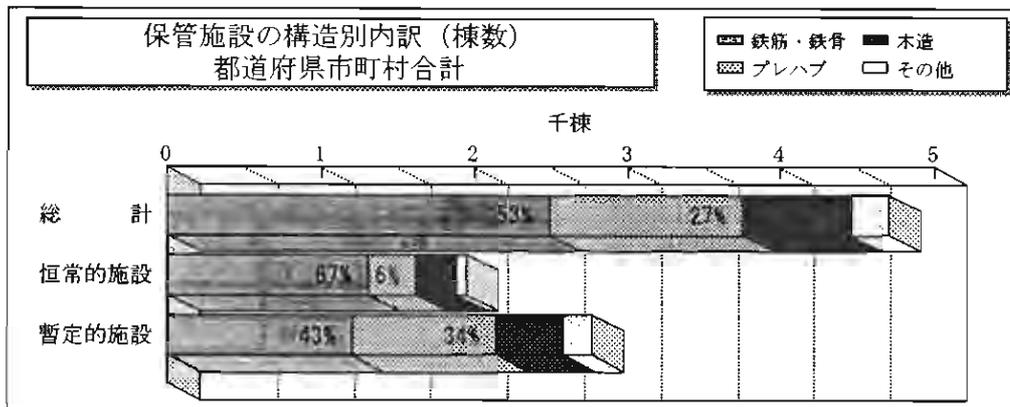
	面 積(m <sup>2</sup> )				
	総 計	a. 鉄筋・鉄骨	b. 軽量プレハブ	c. 木造	d. その他
都道府県合計	46,104.63	18,555.09	23,192.49	3,289.05	1,068.00
市町村合計	249,304.73	123,059.41	69,950.60	48,407.31	7,887.42
総 計	295,409.36	141,614.50	93,143.09	51,696.36	8,955.42

	箱 数				
	総 計	a. 鉄筋・鉄骨	b. 軽量プレハブ	c. 木造	d. その他
都道府県合計	642,871	219,687	356,871	33,737	32,576
市町村合計	1,816,763	696,154	735,593	259,243	125,773
総 計	2,459,634	915,841	1,092,464	292,980	158,349

##### b 保管の状況 (箱数)

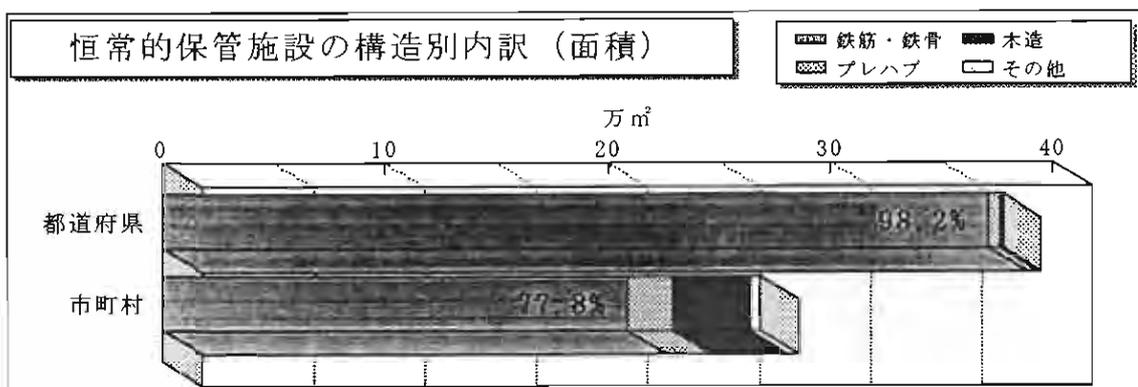
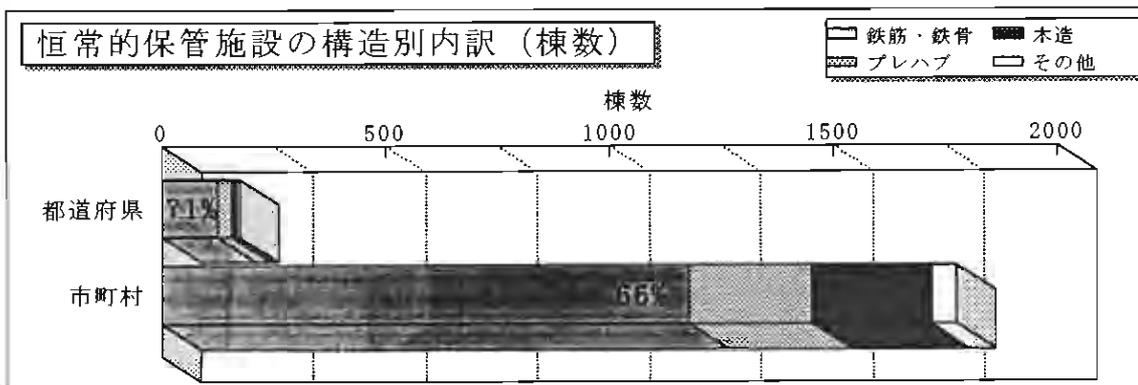
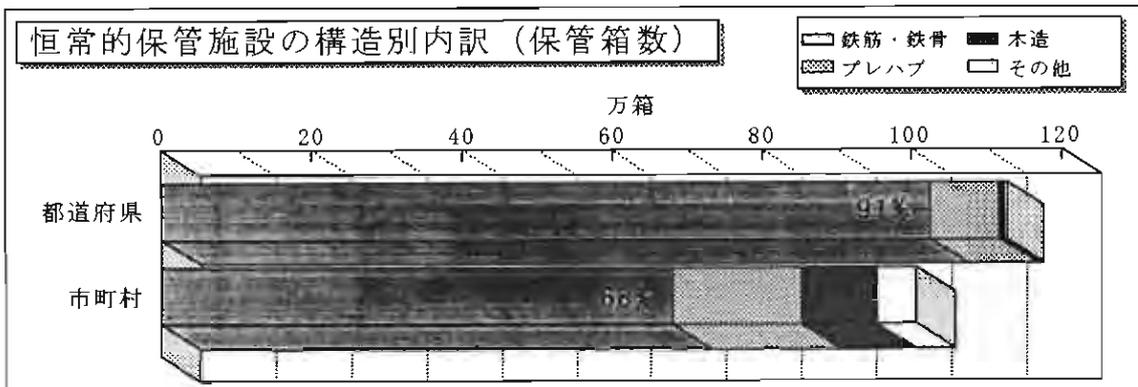
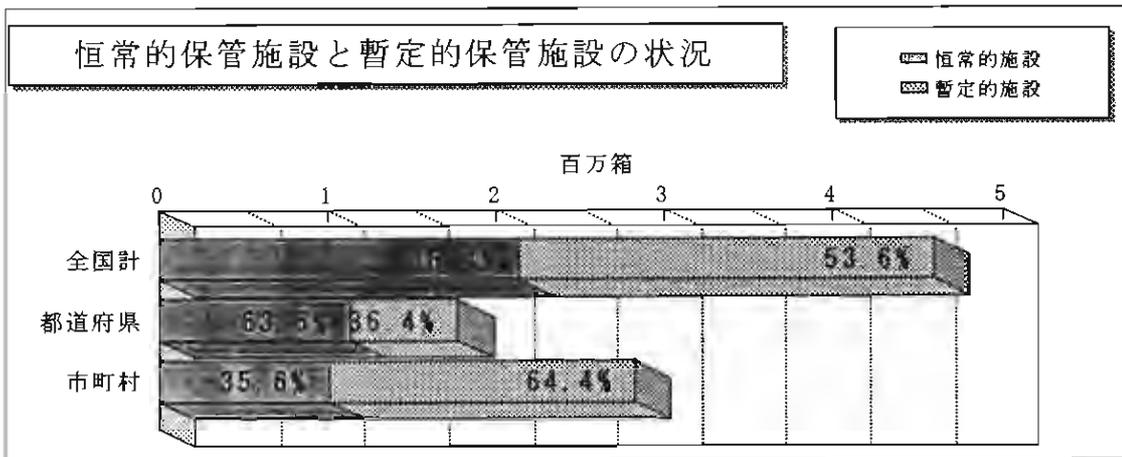
	総 計	a. 整理棚に収納	b. 床に積み上げて収	c. 戸外に野積み	d. その他
都道府県合計	642,871	196,846	417,334	17,844	10,847
市町村合計	1,816,763	444,596	1,245,787	82,396	43,985
総 計	2,459,634	641,442	1,663,121	100,240	54,832

## (2) 保管施設と保管の状況（都道府県市町村の合計）

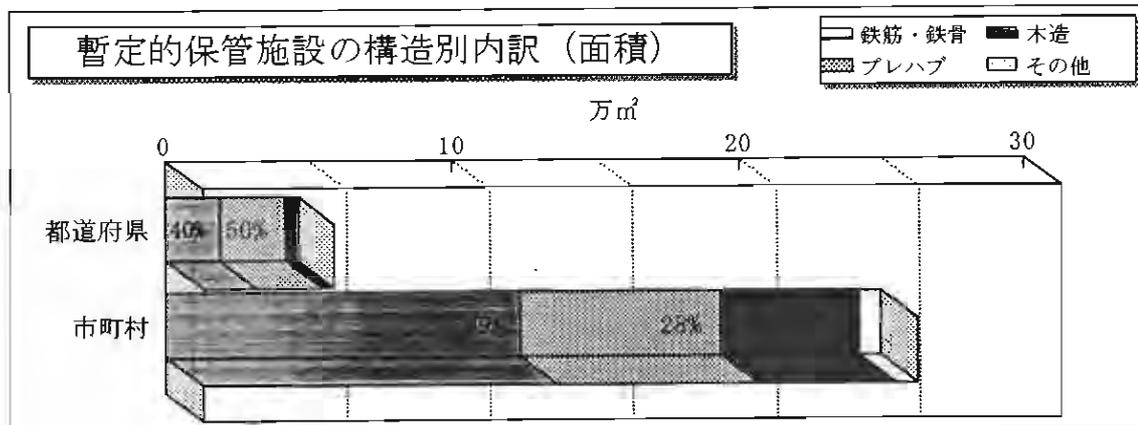
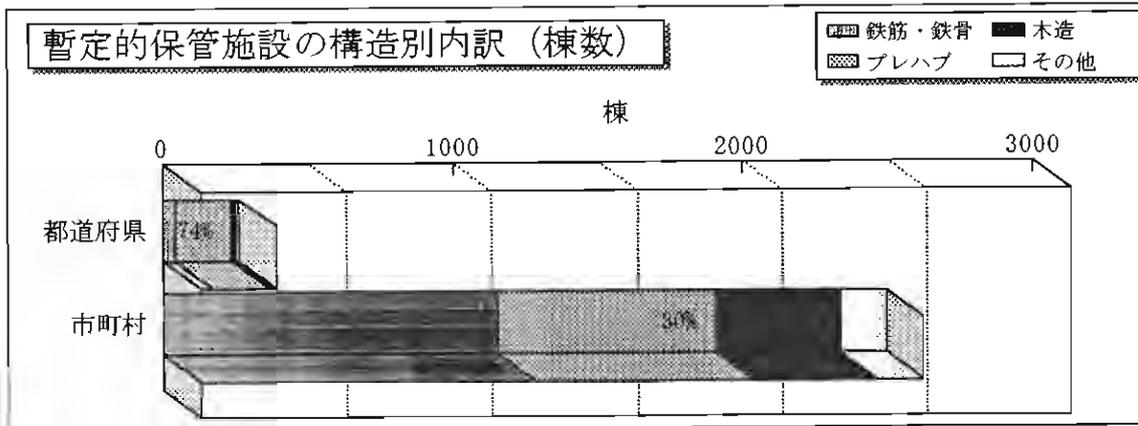
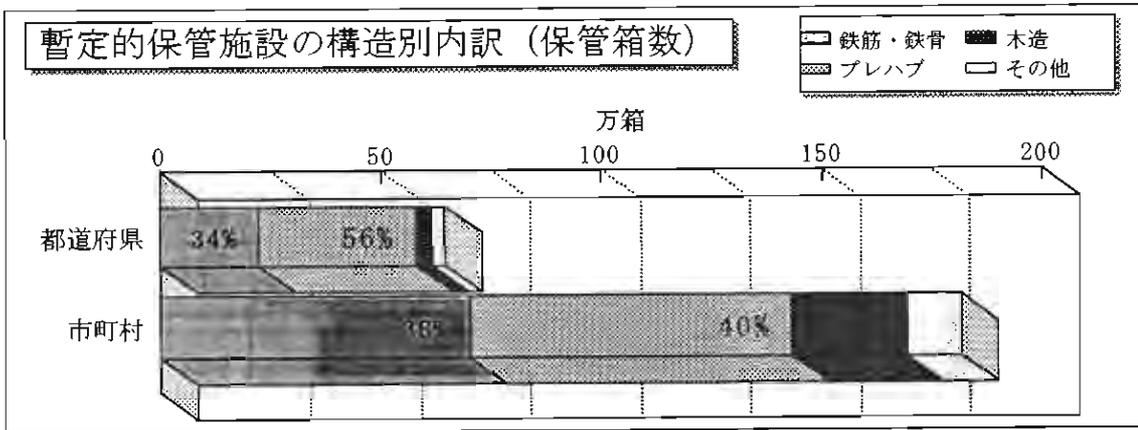


保管施設には出土品保管専用施設である恒常的施設と、仮置きしておくための暫定的施設がある。恒常的施設の構造を見ると、鉄筋・鉄骨造りの堅固な施設が棟数・床面積において恒常的施設全体のそれぞれ67・90%を占めており、保管箱数においても恒常的施設に保管される出土品の57%が堅固な施設に保管されている。一方、暫定的施設ではプレハブ等の簡便な施設が棟数・床面積において50%以上を占め、暫定的施設に保管される出土品の70%以上が簡便な施設に保管されている。保管状況を見ると、恒常的施設では60%が棚に収納されているが、暫定的施設では棚に収納されるものはわずかに26%に過ぎず、多くのものが床に積み上げられている。

### (3) 都道府県、市町村別の保管施設の状況

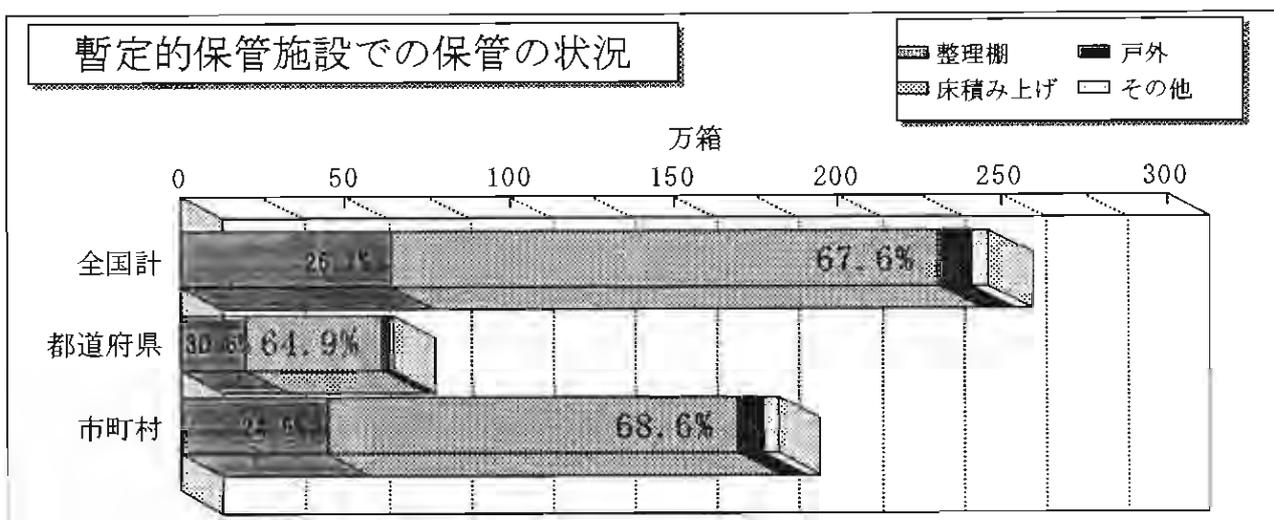
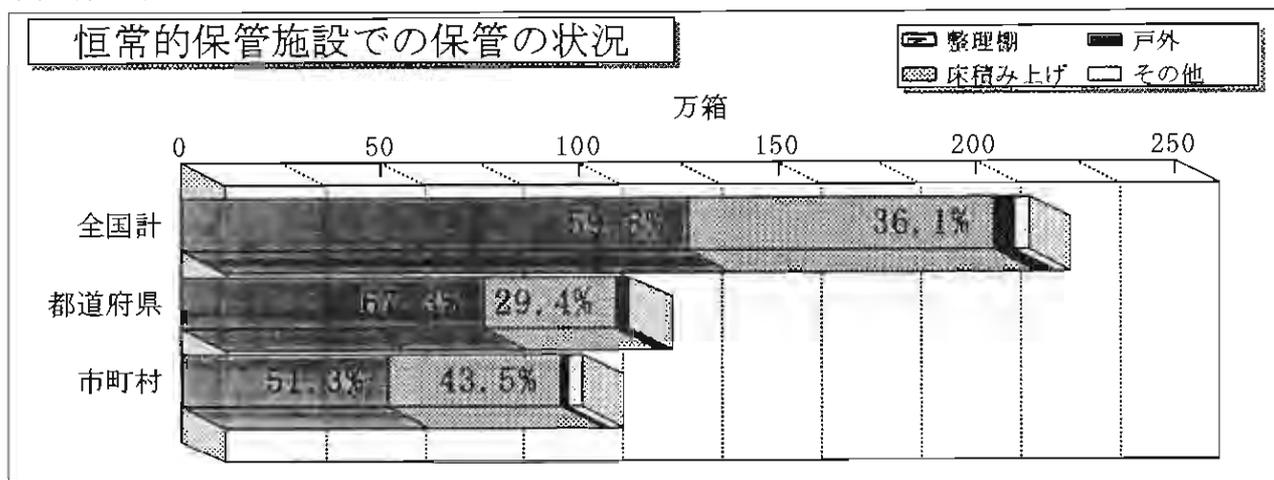


都道府県では、保管出土品の約63%が恒常的施設に保管されているが、市町村においては保管出土品の約35%しか恒常的施設に保管されておらず、市町村では仮置き状態のものが多数を占めることがわかる。都道府県の恒常的施設ではほとんどが鉄筋・鉄骨造りの堅固な施設であるが、市町村の恒常的施設では簡便な施設のもの割合が比較的高い。



市町村の暫定的施設では、堅固な施設の割合が都道府県よりも高く、学校等の保管目的以外の鉄筋・鉄骨造りの建築物を利用した出土品の仮保管が、多く行われていることが窺える。

(4) 都道府県、市町村別にみた保管の状況



恒常的施設の保管状況では、保管品の半数以上が整理棚に収納されており、都道府県では70%近くに達しているが、暫定的施設では保管品の70%近くが床に積み上げられた状態で保管されている。また、いずれの施設においても、床に積み上げられたり戸外に野積みされているもの等の割合が、都道府県よりも市町村において高くなっている。

## 6 出土品等の収納・保管管理状況

### (1) 出土品の収納・保管管理状況（複数回答あり）

	1 整理済みの出土品収納の保管方法		2 整理済みの出土品収納の方法・取扱い区別		3 出土品収納管理の登録・検索方法のシステム化				
	一遺跡の出土品		方法・取扱い区別		A. システム化		B. 登録・検索システム		
	a. 遺跡単位に一括保存	b. 分別分散して保管	a. している	b. していない	a. している	b. していない	a. 台帳	b. コンピューター	c. その他
都道府県	33	21	33	19	28	26	22	9	3
市町村	1,937	356	583	1,820	243	2,217	204	37	59
合計	1,970	377	616	1,839	271	2,243	226	46	62

整理済みの出土品を分別・分散して保管（1-b）する方法は、出土品の種類、遺構、活用頻度、整理済みかどうか、資料目録に掲載済みかどうか、実測図の有無などに基づく。

整理済み出土品を収納する際の方法・取扱いの区別をしている場合（2-a）の基準は、出土品の種類、完形品あるいは復元品であるかどうか、報告書に掲載されたものであるかどうかなどである。ただし、それは明文化された基準ではない。

登録・検索システムのうちその他（3-B-c）としたものには、収納箱にデータを直接記載したり、一覧表を作成するものなどがある。

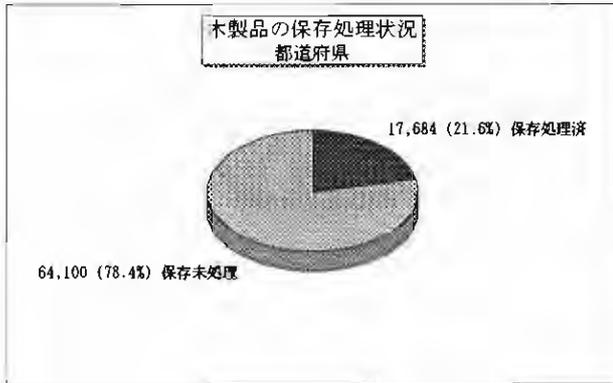
### (2) 図面類や写真類の登録・保管方法（複数回答あり）

	1 実測図等の図面類				2 写真・スライド類			
	a. 台帳による登録・検索システム	b. コンピューターによる登録・検索システム	c. その他の方法	d. 特になし	a. 台帳による登録・検索システム	b. コンピューターによる登録・検索システム	c. その他の方法	d. 特になし
都道府県	23	6	8	25	25	7	7	25
市町村	253	28	109	2,069	232	19	74	2,096
合計	276	34	117	2,094	257	26	81	2,121

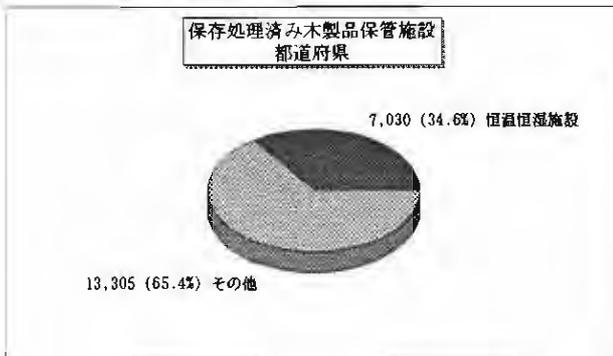
図面類や写真類を登録・保管するその他の方法には、コンピューターに移行中のもの、ケースなどの収納場所で区分・管理するもの、仮収納のもの等がある。

## 7 特殊遺物の保管状況

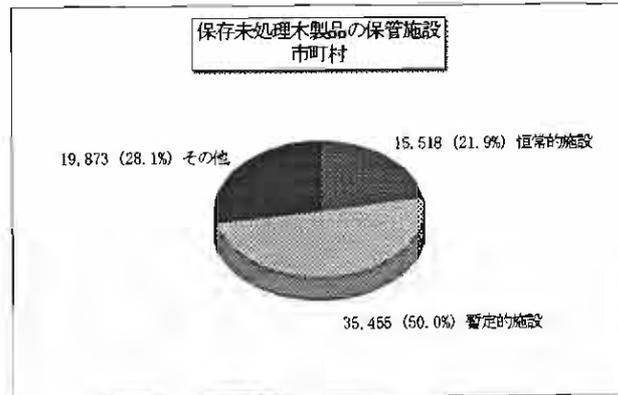
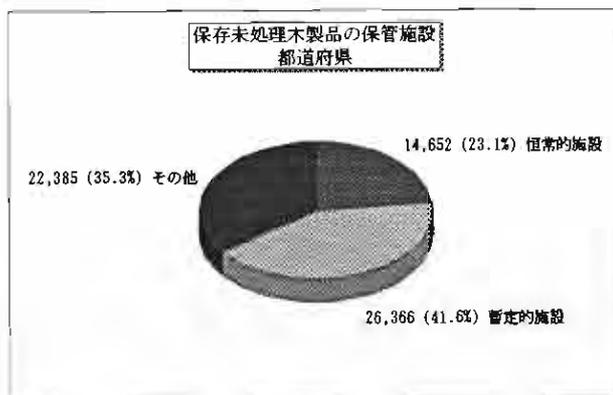
### (1) 木製品の保存処理状況



### (2) 保存処理済み木製品の保管施設



### (3) 保存未処理木製品の保管施設

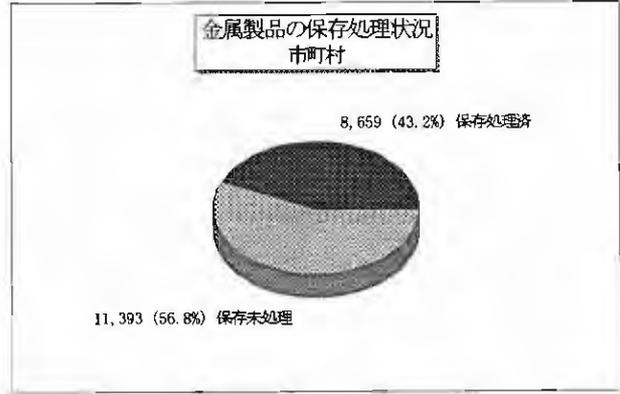


保存処理済みの木製品の割合は全体的に低く、都道府県、市町村ともに20%前後である。

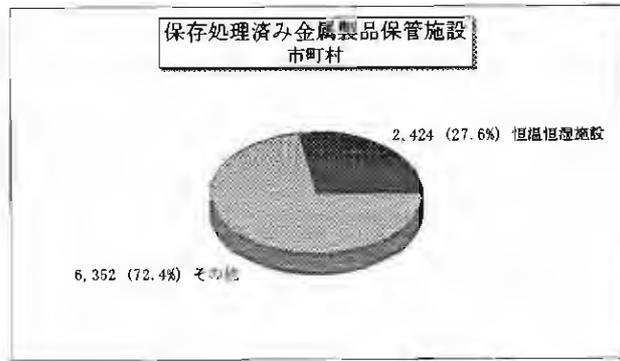
恒温恒湿の施設に保管されている保存処理済み木製品の割合は、都道府県、市町村ともおよそ30%であり、多くのものは土器類等を保管する施設と同等の環境下に保管されている。

保存未処理の木製品のうち、仮置きの状態のものが約80%を占めていることがわかる。その他の仮置き保管としてはコンテナ、ガラス容器、タッパーウェア、真空パックなどの保管形態がある。

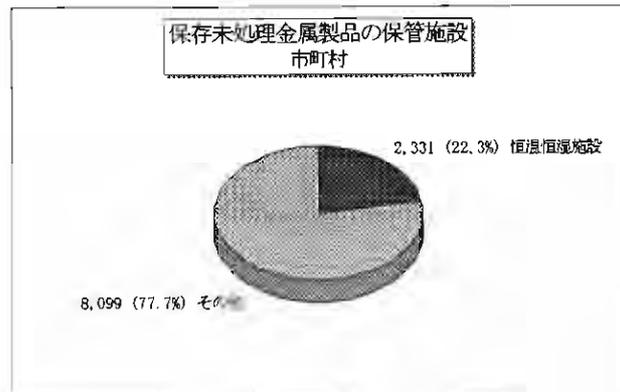
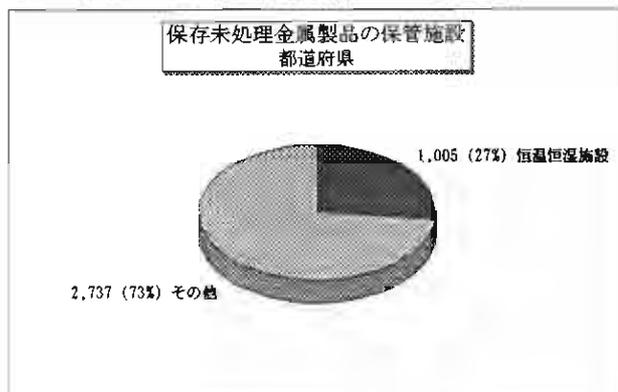
#### (4) 金属器の保存処理状況



#### (5) 保存処理済み金属製品の保管施設



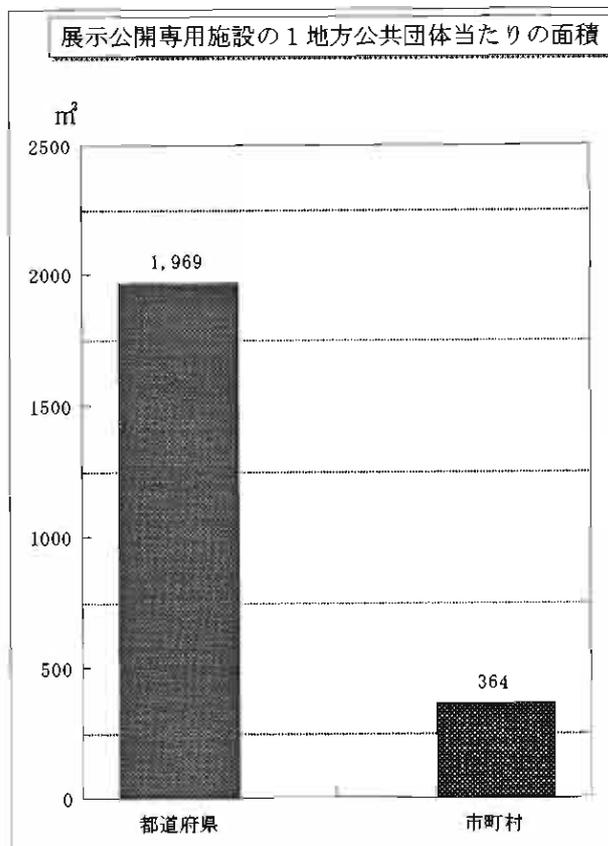
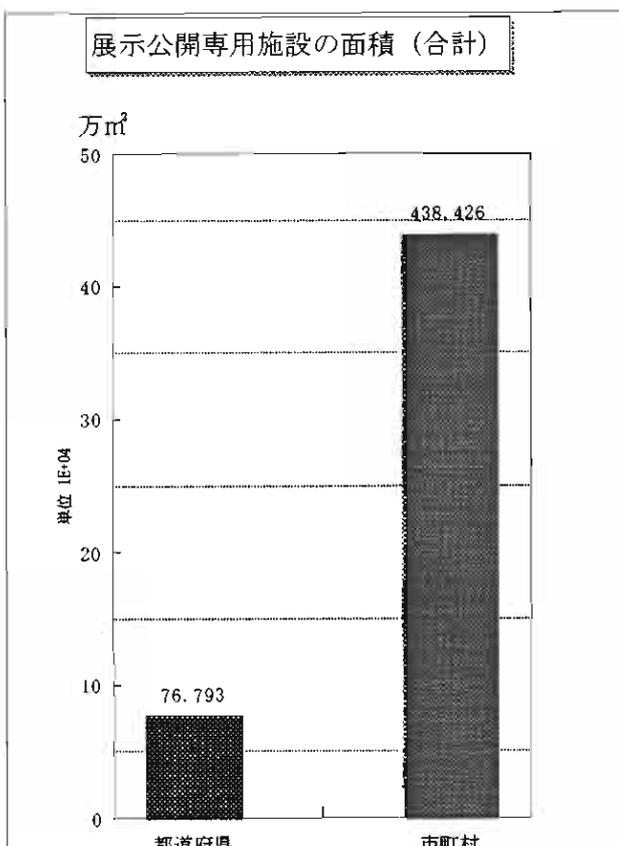
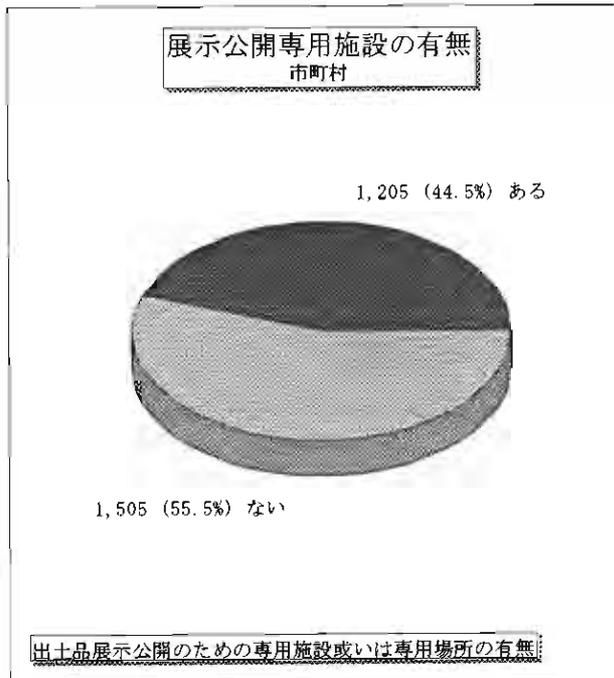
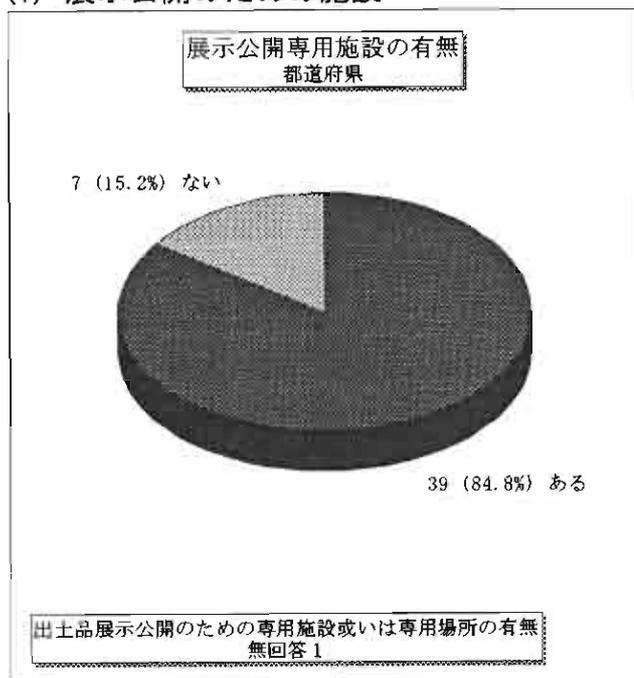
#### (6) 保存未処理金属製品の保管施設



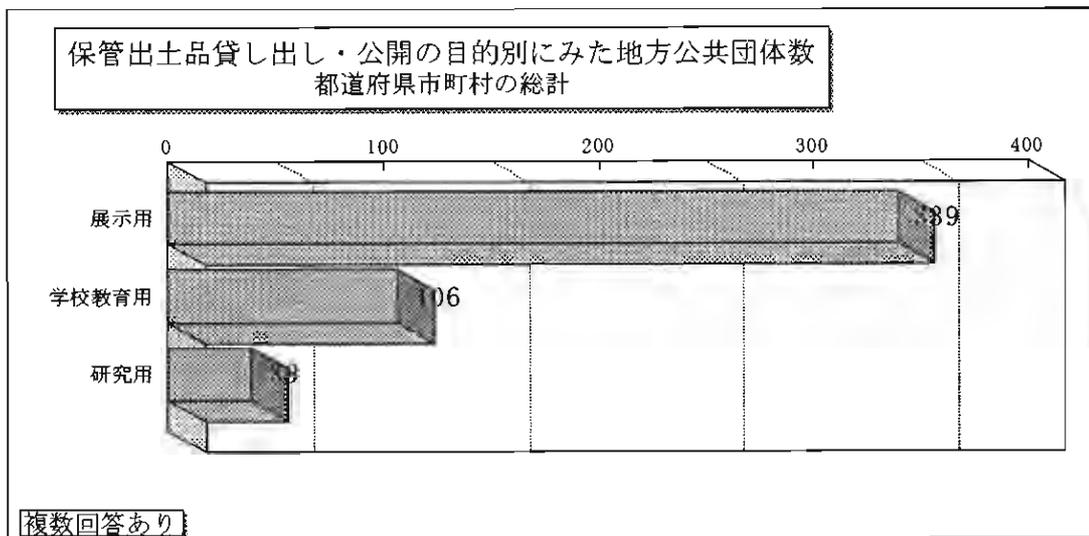
金属製品は全体の約50%が保存処理済みであり、木製品に比較して保存処理が進んでいると言える。恒温恒湿の施設に保管される、保存処理済み金属製品の割合は約40%に達する。保存処理前の金属製品の80%近くが、土器類等を収納する通常の収蔵施設に保管されている。

## 8 出土品の公開・活用状況

### (1) 展示公開のための施設



## (2) 貸し出し・公開の目的



## (3) 貸し出し・公開を行わなかった理由（複数回答あり）

理 由	市町村数
展示できる出土品が少ない	150
出土品の整理中・発掘調査中	145
借用希望がない	123
展示スペース・ケース等施設の不備	121
事業計画・機会・企画等がない	110
職員の不足	37
展示等の準備のための時間がない	19
費用・予算がない	4
災害や移転小路のため休館中	4

平成6年度に保管出土品の貸し出し・公開を行わなかった市町村の回答である。なお、平成6年度において都道府県はすべて貸し出し・公開を行っている。